

省

令

法規的告示

○国土交通省令第七十九号

建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第四十五条の規定に基づき、建設業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月三十日

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を改正する。

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を改正する省令の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

改 正 前

（令第四十五条の法人）

第十八条 令第四十五条の国土交通省令で定める法人は、地方競馬全国協会、消防団員

等公務災害補償等共済基金、農林漁業団体

職員共済組合、独立行政法人勤労者退職金

共済機構、日本たばこ産業株式会社、NT

T株式会社、NTT東日本株式会社、NT

T西日本株式会社、東京湾横断道路の建設

に関する特別措置法（昭和六十一年法律第

四十五号）第二条第一項に規定する東京湾

横断道路建設事業者、北海道旅客鉄道株式

会社、四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄

道株式会社、日本私立学校振興・共済事業

団、独立行政法人農業者年金基金、国立研

究開発法人新エネルギー・産業技術総合開

発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機

構、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、成

田国際空港株式会社、東日本高速道路株式

会社、首都高速道路株式会社、中日本高速

道路株式会社、西日本高速道路株式会社、

阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速

道路株式会社、国際研究開発法人日本原子

力研究開発機構、新関西国際空港株式会社

及び公益財団法人JKA（平成十九年八月

二十三日に財団法人JKAという名称で設立された法人をいう。）とする。

国土交通大臣 中野 洋昌

国土交通大臣 中野 洋昌

○総務省告示第二百三十五号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第六条第一項の規定による政治団体の届出があつたので、法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

（イ）法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類（第一号）	届出年月日
（ロ）国会議員関係政治団体以外の政治団体	内海 聰 チヤツブリ	才貴美子	東京都台東区台東四一	参議院議員	（令和）七、一八
（ハ）無所属連合	和田 秀樹 堀谷 要二	（令和）二	東京都文京区本郷三一一一	参議院議員	（令和）七、一八
（イ）幸齋党	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（ロ）政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類（第一号）	届出年月日
（ハ）無所属連合	内海 聰 チヤツブリ	才貴美子	東京都台東区台東四一	参議院議員	（令和）七、一八
（イ）幸齋党	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

令和七年六月三十日 総務大臣 村上誠一郎

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

（イ）法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体

令和七年六月三十日 総務大臣 村上誠一郎

令和七年六月三十日 総務大臣 村上誠一郎

（令第四十五条の法人）

第十八条 令第四十五条の国土交通省令で定める法人は、地方競馬全国協会、消防団員

等公務災害補償等共済基金、農林漁業団体

職員共済組合、独立行政法人勤労者退職金

共済機構、日本たばこ産業株式会社、NT

T株式会社、NTT東日本株式会社、NT

T西日本株式会社、東京湾横断道路の建設

に関する特別措置法（昭和六十一年法律第

四十五号）第二条第一項に規定する東京湾

横断道路建設事業者、北海道旅客鉄道株式

会社、四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄

道株式会社、日本私立学校振興・共済事業

団、独立行政法人農業者年金基金、国立研

究開発法人新エネルギー・産業技術総合開

発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機

構、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、成

田国際空港株式会社、東日本高速道路株式

会社、首都高速道路株式会社、中日本高速

道路株式会社、西日本高速道路株式会社、

阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速

道路株式会社、国際研究開発法人日本原子

力研究開発機構、新関西国際空港株式会社

及び公益財団法人JKA（平成十九年八月

二十三日に財団法人JKAという名称で設立された法人をいう。）とする。

改 正 後

改 正 前

（令第四十五条の法人）

第十八条 令第四十五条の国土交通省令で定める法人は、地方競馬全国協会、消防団員

等公務災害補償等共済基金、農林漁業団体

職員共済組合、独立行政法人勤労者退職金

共済機構、日本たばこ産業株式会社、NT

T株式会社、NTT東日本株式会社、NT

T西日本株式会社、東京湾横断道路の建設

に関する特別措置法（昭和六十一年法律第

四十五号）第二条第一項に規定する東京湾

横断道路建設事業者、北海道旅客鉄道株式

会社、四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄

道株式会社、日本私立学校振興・共済事業

団、独立行政法人農業者年金基金、国立研

究開発法人新エネルギー・産業技術総合開

発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機

構、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、成

田国際空港株式会社、東日本高速道路株式

会社、首都高速道路株式会社、中日本高速

道路株式会社、西日本高速道路株式会社、

阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速

道路株式会社、国際研究開発法人日本原子

力研究開発機構、新関西国際空港株式会社

及び公益財団法人JKA（平成十九年八月

二十三日に財団法人JKAという名称で設立された法人をいう。）とする。

改 正 後

改 正 前

（令第四十五条の法人）

第十八条 令第四十五条の国土交通省令で定める法人は、地方競馬全国協会、消防団員

等公務災害補償等共済基金、農林漁業団体

職員共済組合、独立行政法人勤労者退職金

共済機構、日本たばこ産業株式会社、NT

T株式会社、NTT東日本株式会社、NT

T西日本株式会社、東京湾横断道路の建設

に関する特別措置法（昭和六十一年法律第

四十五号）第二条第一項に規定する東京湾

横断道路建設事業者、北海道旅客鉄道株式

会社、四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄

道株式会社、日本私立学校振興・共済事業

団、独立行政法人農業者年金基金、国立研

究開発法人新エネルギー・産業技術総合開

発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機

構、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、成

田国際空港株式会社、東日本高速道路株式

会社、首都高速道路株式会社、中日本高速

道路株式会社、西日本高速道路株式会社、

阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速

道路株式会社、国際研究開発法人日本原子

力研究開発機構、新関西国際空港株式会社

及び公益財団法人JKA（平成十九年八月

二十三日に財団法人JKAという名称で設立された法人をいう。）とする。

改 正 後

改 正 前

（令第四十五条の法人）

第十八条 令第四十五条の国土交通省令で定める法人は、地方競馬全国協会、消防団員

等公務災害補償等共済基金、農林漁業団体

職員共済組合、独立行政法人勤労者退職金

共済機構、日本たばこ産業株式会社、NT

T株式会社、NTT東日本株式会社、NT

T西日本株式会社、東京湾横断道路の建設

に関する特別措置法（昭和六十一年法律第

四十五号）第二条第一項に規定する東京湾

横断道路建設事業者、北海道旅客鉄道株式

会社、四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄

道株式会社、日本私立学校振興・共済事業

団、独立行政法人農業者年金基金、国立研

究開発法人新エネルギー・産業技術総合開

発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機

構、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、成

田国際空港株式会社、東日本高速道路株式

会社、首都高速道路株式会社、中日本高速

道路株式会社、西日本高速道路株式会社、

阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速

道路株式会社、国際研究開発法人日本原子

力研究開発機構、新関西国際空港株式会社

及び公益財団法人JKA（平成十九年八月

二十三日に財団法人JKAという名称で設立された法人をいう。）とする。

改 正 後

改 正 前

（令第四十五条の法人）

第十八条 令第四十五条の国土交通省令で定める法人は、地方競馬全国協会、消防団員

等公務災害補償等共済基金、農林漁業団体

職員共済組合、独立行政法人勤労者退職金

共済機構、日本たばこ産業株式会社、NT

T株式会社、NTT東日本株式会社、NT

T西日本株式会社、東京湾横断道路の建設

に関する特別措置法（昭和六十一年法律第

四十五号）第二条第一項に規定する東京湾

横断道路建設事業者、北海道旅客鉄道株式

会社、四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄

道株式会社、日本私立学校振興・共済事業

団、独立行政法人農業者年金基金、国立研

究開発法人新エネルギー・産業技術総合開

発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機

構、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、成

田国際空港株式会社、東日本高速道路株式

会社、首都高速道路株式会社、中日本高速

道路株式会社、西日本高速道路株式会社、

阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速

道路株式会社、国際研究開発法人日本原子

力研究開発機構、新関西国際空港株式会社

及び公益財団法人JKA（平成十九年八月

二十三日に財団法人JKAという名称で設立された法人をいう。）とする。

改 正 後

改 正 前

（令第四十五条の法人）

第十八条 令第四十五条の国土交通省令で定める法人は、地方競馬全国協会、消防団員

等公務災害補償等共済基金、農林漁業団体

職員共済組合、独立行政法人勤労者退職金

共済機構、日本たばこ産業株式会社、NT

T株式会社、NTT東日本株式会社、NT

T西日本株式会社、東京湾横断道路の建設

に関する特別措置法（昭和六十一年法律第

四十五号）第二条第一項に規定する東京湾

横断道路建設事業者、北海道旅客鉄道株式

会社、四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄

道株式会社、日本私立学校振興・共済事業

団、独立行政法人農業者年金基金、国立研

究開発法人新エネルギー・産業技術総合開

発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機

構、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、成

田国際空港株式会社、東日本高速道路株式

会社、首都高速道路株式会社、中日本高速

道路株式会社、西日本高速道路株式会社、

阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速

道路株式会社、国際研究開発法人日本原子

力研究開発機構、新関西国際空港株式会社

及び公益財団法人JKA（平成十九年八月

二十三日に財団法人JKAという名称で設立された法人をいう。）とする。

改 正 後

改 正 前

（令第四十五条の法人）

第十八条 令第四十五条の国土交通省令で定める法人は、地方競馬全国協会、消防団員

等公務災害補償等共済基金、農林漁業団体

職員共済組合、独立行政法人勤労者退職金

共済機構、日本たばこ産業株式会社、NT

T株式会社、NTT東日本株式会社、NT

T西日本株式会社、東京湾横断道路の建設

に関する特別措置法（昭和六十一年法律第

四十五号）第二条第一項に規定する東京湾

横断道路建設事業者、北海道旅客鉄道株式

会社、四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄

道株式会社、日本私立学校振興・共済事業

団、独立行政法人農業者年金基金、国立研

究開発法人新エネルギー・産業技術総合開

発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機

構、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、成

田国際空港株式会社、東日本高速道路株式

会社、首都高速道路株式会社、中日本高速

道路株式会社、西日本高速道路株式会社、

阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速

道路株式会社、国際研究開発法人日本原子

力研究開発機構、新関西国際空港株式会社

及び公益財団法人JKA（平成十九年八月

二十三日に財団法人JKAという名称で設立された法人をいう。）とする。

改 正 後

改 正 前

（令第四十五条の法人）

第十八条 令第四十五条の国土交通省令で定める法人は、地方競馬全国協会、消防団員

等公務災害補償等共済基金、農林漁業団体

職員共済組合、独立行政法人勤労者退職金

共済機構、日本たばこ産業株式会社、NT

T株式会社、NTT東日本株式会社、NT

T西日本株式会社、東京湾横断道路の建設

に関する特別措置法（昭和六十一年法律第

四十五号）第二条第一項に規定する東京湾

横断道路建設事業者、北海

○経済産業省告示第二百一号

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和七年政令第二百二十六号）の施行に伴い、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に伴う経済産業省関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

令和七年六月三十日

経済産業大臣 武藤 容治

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に伴う経済産業省関係告示の整理に関する告示

る。次に掲げる告示の規定中「内閣サイバーセキュリティセンター」を「国家サイバーハブ」に改め

る。
一一 石油精製業の事業適応の実施に関する指針（令和二年経済産業省告示第百五十五号） 一一(4)
一二 自動車産業の事業適応の実施に関する指針（令和二年経済産業省告示第百六十号） 一二(5)
三 化学産業の事業適応の実施に関する指針（令和二年経済産業省告示第百六十一号） 一二(4)

この告示は、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行の日（令和七年七月一日）から施行する。

○環境省告示第五十八号

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第三十六条の二十四第一項の規定に基づき、株式会社脱炭素化支援機構支援基準（令和四年十月環境省告示第七十九号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和七年六月三十日

環境大臣 浅尾慶一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げてないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げてないものは、これを新たに追加する。

改 正 後	改 正 前
1 支援の対象となる対象事業活動が満たすべき基準 機構の支援の対象となる対象事業活動は、次の(1)から(4)までに定める基準をいずれも満たすこととする。 (1) 政策的意義 ① 世界全体での1.5℃目標の達成及び我が国における2050年までの脱炭素社会の実現に向けて、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づき定められる地球温暖化対策計画に定める我が国の温室効	1 支援の対象となる対象事業活動が満たすべき基準 機構の支援の対象となる対象事業活動は、次の(1)から(4)までに定める基準をいずれも満たすこととする。 (1) 政策的意義 ① 脱炭素社会の実現に向けて、2050年カーボンニュートラル及び2030年度に温室効果ガスの排出の量を2013年度から46%削減し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けるという目標も踏まえ、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温

室効果ガスの排出の削減の量に関する目標も踏まえ、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の量の削減等」という。）に資するものであること（中長期的に脱炭素社会への移行を促すものであることを含む。）。

②～④ (略)

(2)・(3) (略)

(4) 地域における合意形成、環境の保全及び安全性の確保

脱炭素化を着実に推進するため、適切なコミュニケーションの確保、環境配慮及び関係法令の遵守等を通じた地域との共生を進めていくことが不可欠であることを踏まえ、地域における合意形成が図られ、適正に環境配慮がなされ、安全性が確保された対象事業活動を促進すべく、開発が伴う対象事業活動は、以下の事項を満たしていること。

① (略)

② 法第21条第7項及び第8項に基づく促進区域の設定に関する基準並びに同条第5項第2号に基づく促進区域の設定等を通じて地方公共団体が示した環境配慮の考え方から適用すること。

③ (略)

室効果ガスの排出の量の削減等」という。に資するものであること（中長期的に脱炭素社会への移行を促すものであることを含む。）。

②～④ (略)

(2)・(3) (略)

(4) 地域における合意形成、環境の保全及び安全性の確保

脱炭素化を着実に推進するため、適切なコミュニケーションの確保、環境配慮及び関係法令の遵守等を通じた地域との共生を進めていくことが不可欠であることを踏まえ、地域における合意形成が図られ、適正に環境配慮がなされ、安全性が確保された対象事業活動を促進すべく、開発が伴う対象事業活動は、以下の事項を満たしていること。

① (略)

② 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第21条第7項及び第8項に基づく促進区域の設定に関する基準並びに同条第5項第2号に基づく促進区域の設定等を通じて地方公共団体が示した環境配慮の考え方から適用すること。

③ (略)

その他告示

○内閣総理大臣厚生労働省告示第一号

消費税法施行令（昭和六十三年政令第二百六十号）第十四条の四第一項及び第二項の規定に基づき、消費税法施行令第十四条の四の規定に基づき内閣総理大臣及び厚生労働大臣が指定する身体障害者用から適用する。
令和七年六月三十日

内閣総理大臣 石破 茂
厚生労働大臣 福岡 資庵

別表第六中「東日本電信電話株式会社」を「NTT東日本株式会社」と、「西日本電信電話株式会社」を「NTT西日本株式会社」に改める。

○財務省告示第二号

○
財務省告示第二号
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四十四条第一項第十三号の規定に基づき、社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件（平成十五年法務省告示第三号）の一部を次のように改正する。
金融庁

令和七年六月三十日 財務省 金融庁長官 井藤 英樹
法務大臣 鈴木 騨祐
財務大臣 加藤 勝信
欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後

(d) の規定ではなく(d)の規定に基づいて通知を行つた国内官庁又は政府間機関は、国際事務局に対し、紙形式によつて提出された出願が当該国内官庁又は政府間機関による求めの日から二箇月の期間内に電子的手段によつて再提出しなければならないことを通知することができる。国際出願は、対応する書類が期間内に受理されない場合には、取り下げられたものとみなし、受理官庁は、その旨を宣言する。国際事務局は、こののの規定に基づいて通知

名 称	所 在 地	改 正 後
〔略〕		
ディーズイー プラ イベート バンク エスエー	ルクセンブルグ大公国 ストラッサン ルー トーマス エディソ ン 四	
インテサ サンパオ ロ バンク ルクセ ンブルグ 二十一	ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ市 ブルーヴアール プラ ンス アンリ 十九一	
〔同上〕		
ディーズイー プラ イベート バンク エスエー	ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ市 ルートーマス エ ディソン 四	
〔同上〕		
エイチエスピーシー インスティテュ ショナル トラスト サービス イーズ (バ ミューダ リミテッド ド	インテサ サンパオ ロ バンク ルクセ ンブルグ 二十一	
二十一	ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ市 ブルーヴアール プラ ンス アンリ 十九一	
二十一	英國領バミューダ諸島 ハミルトン市 フロ ント ストリート 三	

○法務省告示第百二号

○法務省告示第百二号

公証人法（明治四十年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。
この告示は、告示の日から効力を生ずる。
令和七年六月三十日

この告示は、告示の田から効力を生ずる。

一千九百七十年六月十九日に「ワシントン」で作成された特許協力条約に基づく規則の一部は、同条約第五十八条(2)の規定に従い、次のように修正される。その修正は、令和七年七月一日に効力を生ずる。ただし、第二十二条規則の修正は、同日以後の国際出願日を有する国際出願について適用する。

(令和六年十二月三日付け世界知的所有権機関

法務大臣 鈴木 謹祐
事務局長回章
令和七年六月三十日

日にワシントンで作成され、規則の一部は、同条約によって、次のように修正されました。毎月一日に効力を生ずる修正は、同日以後の国に適用する。

○文部科学省告示第五十六号
租税特別措置法施行令(昭
税特別措置法第九十一条の二
貸付けに係る事業を行う法人

所 在 地	東京都江東区豊洲三丁目二番三号
指定をした日	令和七年六月三十日

○外務省告示第二百五十一号

令和七年六月三十日

國稅廳長官 奥達雄

株式会社 NTTデータ	名 称
東京都江東区豊洲三丁目三番三号	所 在 地
令和七年六月三十日	指定をした日

株式会社 NTTデータ 東京都江東区豊洲三丁目三番三号
名 称 所 在 地

令和七年六月三十日 指定をした日

一 保安林の所在場所 福岡県朝倉市須川字合ノ坂三五の三、三五の四、三五の六、四九の一、四九の二、菱野字合ノ坂一六

二 指定の目的 水源の涵養

三 (一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

須川字合ノ坂三五の三・三五の四・三五

の六・四九の一・四九の二(以上五筆について次の図に示す部分に限る)、菱野字合ノ坂一六(次の図に示す部分に限る)。

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(二) (一)のとおりとする。

(三) (一)のとおりとする。

(四) (一)のとおりとする。

(五) (一)のとおりとする。

(六) (一)のとおりとする。

(七) (一)のとおりとする。

(八) (一)のとおりとする。

(九) (一)のとおりとする。

(十) (一)のとおりとする。

(十一) (一)のとおりとする。

(十二) (一)のとおりとする。

(十三) (一)のとおりとする。

(十四) (一)のとおりとする。

(十五) (一)のとおりとする。

(十六) (一)のとおりとする。

(十七) (一)のとおりとする。

(十八) (一)のとおりとする。

(十九) (一)のとおりとする。

(二十) (一)のとおりとする。

(二十一) (一)のとおりとする。

(二十二) (一)のとおりとする。

(二十三) (一)のとおりとする。

(二十四) (一)のとおりとする。

(二十五) (一)のとおりとする。

(二十六) (一)のとおりとする。

(二十七) (一)のとおりとする。

(二十八) (一)のとおりとする。

(二十九) (一)のとおりとする。

(三十) (一)のとおりとする。

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

所 山口県周南市大字須々万奥字緑山一一一

四三の一、一一一四三の九、一一一四三の一

速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年六月三十日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

二 令和七年六月三十日

路線名 山陽自動車道吹田山口線

道路の区域

区

間

変更前 敷地の幅員

延長

後別 最大 (メートル)

最小 (メートル)

最大 二三二

最小 七一

最大 一二七

最小 三三〇

最小 七一

最大 一二七

最小 七一

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

○国土交通省告示第四百八十九号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年六月三十日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

三 令和七年六月三十日

路線名 山陽自動車道吹田山口線

道路の区域

区

間

変更前 敷地の幅員

延長

後別 最大 (メートル)

最小 (メートル)

最大 二三二

最小 七一

最大 一二七

最小 七一

三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

○国土交通省告示第四百九号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年六月三十日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

三 令和七年六月三十日

路線名 山陽自動車道吹田山口線

道路の区域

区

間

変更前 敷地の幅員

延長

後別 最大 (メートル)

最小 (メートル)

最大 二三二

最小 七一

最大 一二七

最小 七一

四 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

○国土交通省告示第四百九号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年六月三十日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

三 令和七年六月三十日

路線名 山陽自動車道吹田山口線

道路の区域

区

間

変更前 敷地の幅員

延長

後別 最大 (メートル)

最小 (メートル)

最大 二三二

最小 七一

最大 一二七

最小 七一

五 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

○農林水産省告示第千三十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法(昭和二十七年法律第百八十九号)第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年六月三十日から二週間一般的の縦覧に供する。

三 令和七年六月三十日

路線名 一般国道

道路の種類

一般国道

四 十二号

中 部 地 方 整 備 局 告 示 第 七十一 号

次のように道路の区域を変更したので、道路法(昭和二十七年法律第百八十九号)第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年六月三十日から二週間一般的の縦覧に供する。

三 令和七年六月三十日

路線名 一般国道

道路の種類

一般国道

四 十二号

中 部 地 方 整 備 局 告 示 第 七十一 号

次のように道路の区域を変更したので、道路法(昭和二十七年法律第百八十九号)第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年六月三十日から二週間一般的の縦覧に供する。

三 令和七年六月三十日

路線名 一般国道

道路の種類

一般国道

四 十二号

中 部 地 方 整 備 局 告 示 第 七十一 号

次のように道路の区域を変更したので、道路法(昭和二十七年法律第百八十九号)第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年六月三十日から二週間一般的の縦覧に供する。

三 令和七年六月三十日

路線名 一般国道

道路の種類

一般国道

四 十二号

中 部 地 方 整 備 局 告 示 第 七十一 号

次のように道路の区域を変更したので、道路法(昭和二十七年法律第百八十九号)第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年六月三十日から二週間一般的の縦覧に供する。

三 令和七年六月三十日

路線名 一般国道

道路の種類

一般国道

四 十二号

六 指定施業要件を変更する。

三 令和七年六月三十日

表の指定の期間の欄中「令和七年六月三十日」を「令和七年九月三十日」に改める。

令和七年九月三十日

経済産業大臣 武藤

又同日内閣から衆議院議員中谷一馬提出物価高対策としての現金給付に対する政府見解に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第一項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員中谷一馬提出保育所等における医療的ケア児の支援のための看護師配置等に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員吉川里奈提出外免切替制度をめぐる安全対策と加害者責任の追及に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員吉川里奈提出宇久島島における風力発電計画と環境影響評価制度に関する質問に對して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月

又同日内閣から衆議院議員松原仁提出攻撃用無人機への対処に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員松原仁提出経営・管理の在留資格に関する再質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員緒方林太郎提出保険

又同日内閣から衆議院議員竹上裕子提出在留資格「経営・管理」の悪用防止に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第三項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員竹上裕子提出民泊制度の見直しに関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員竹上裕子提出先発医薬品と後発医薬品の薬価逆転及び薬剤費逆転に関する質問に對して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員水沼秀喜提出持続可能な病院経営に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員阪口直人提出子育て版ケアマネジャー導入に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定によると、同日内閣から衆議院議員井坂信彦提出シル

二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員八幡愛提出首相官邸の人事構成における民間人材の比率と役割に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

適用葉のあり方に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員杉村慎治提出外国人による国外送金アプリの利用と日本国内における不可視経済圏の形成に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

する質問に対応して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員奥野総一郎提出障害年金不支給判定急増の報道に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員阿部知子提出「公園まちづくり計画」に基づく、新秩父宮ラグビー場整備、運営事業における権利返還に関する質問に對して、質問事項について検討する必要があり、

バ－人材センターのインボイス対応に関する質問事項に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員井坂信彦提出海上保安庁の離職者増加に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員牛反信彦提出リチウム

に答弁する旨の国会法第七十五条第一項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員山崎誠提出バイオマス発電における輸入木質燃料の持続可能性確認に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員佐々木ナオミ提出高等学校段階におけるインクルーシブ教育等に関する質問に對して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月

又同日内閣から衆議院議員杉村慎治提出いわれ
るステルス値上げの実態把握及び制度的対応に關
する質問に対し、質問事項について検討する必
要があり、これに日時を要するため、令和七年六
月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条
第二項後段の規定による通知書を受領した。
又同日内閣から衆議院議員杉村慎治提出中古品
取引の未計上がGDP統計の精度および政策判断
に与える影響に関する質問に対し、質問事項に
ついて検討する必要があり、これに日時を要する
ため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の
国会法第七十五条第一項後段の規定による通知書

これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員城井崇提出羽田空港ビル利益供与問題に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通
知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員阿久津幸彦提出マンション大規模修繕工事に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時

ムイオン電池等の使用後の処理に関する質問に対する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員松原仁提出トルコ国籍者への査証免除措置に関する第三回質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員竹上裕子提出ハーバード大学の外国人留学生を我が国の大等へ受け入れることに係る疑問に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

をするため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員櫻井周提出税収の上振れに関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

参議院議員水野素子提出水野素子提出公正取引委員会委員長等の選考基準に関する質問（第二二七号）（同七月一日）

参議院議員水野素子提出学校事故対応に関する質問（第二二八号）（同七月一日）

参議院議員水野素子提出防災庁の設置に関する質問（第二二五号）（同七月一日）

参議院議員水野素子提出離婚後の養育費・教育費に関する質問（第二二六号）（同七月一日）

参議院議員水野素子提出空き家活用等の地方創生事業の促進に関する質問（第二二三〇号）（同七月一日）

参議院議員水野素子提出有識者会議等の委員の選任基準に関する質問（第二二三一号）（同七月一日）

参議院議員水野素子提出質問主意書の回答期限に関する質問（第二二三二号）（同七月一日）

参議院議員水野素子提出オンライン精神療法の安全性及び指針違反事例への行政対応に関する質問（第二二九号）（同七月一日）

参議院議員水野素子提出精神保健指定医の制度の整理及び今後の在り方に関する質問（第二二三四号）（同七月一日）

参議院議員水野素子提出同性婚に係る憲法解釈及び国民的議論に関する質問（第二二三五号）（同七月一日）

参議院議員神谷宗幣提出難民認定制度の濫用防止及び審査体制の適正化に関する質問（第二二三六号）（同七月一日）

参議院議員神谷宗幣提出「経営・管理」の在留資格を悪用した外国人移住の実態に関する再質問（第二二三七号）（同七月一日）

参議院議員小西洋之提出薬価改定の課題に関する質問（第二二三八号）（同七月一日）

参議院議員水野素子提出選挙期間中のオンライン広告の公職選挙法適合性に関する質問（第二三九号）（同七月一日）

参議院議員水野素子提出無人戦技術及び防衛予算の配分に関する質問（第二二四〇号）（同七月一日）

参議院議員水野素子提出ギグワーカーに関する質問（第二二四一号）（同七月一日）

参議院議員浜田聰提出F.I.T・F.I.P制度による市場のゆがみ及び再エネ賦課金による国民負担に関する質問（第二二四二号）（同七月一日）

人事異動

しむ子どもたちのSOS相談窓口の乱立問題に関する質問（第二四七号）（同七月一日）

報告書受領

六月二十四日内閣から、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第五条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告を受領した。

また、同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による令和六年度第四・四半期における予算使用の状況（ただし出納整理期間を含まず）の報告を受領した。

また、同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による令和六年度第四・四半期における国庫の状況の報告を受領した。

また、六月二十六日国と地方の協議の場議長から、国と地方の協議の場に関する法律第七条第一項の規定に基づく国と地方の協議の場（令和七年度第一回）における協議の概要に関する報告書を受領した。

力ジノ管理委員会	
企画部長	内閣府事務官
財務省に出向させる	中山 隆介
(力ジノ管理委員会事務局次長)	鳴田 俊之
同	
総務企画部長事務取扱を命ずる(以上六月三十日)	
復興庁	
(統括官付参事官) 復興事務官	山田 哲也
文部科学省に出向させる(六月二十五日)	
○叙位	
(北海道大学名誉教授)	廣重 力
従三位に叙する(各通)	横山 匡輝
(岩手大学名誉教授)	高畠 義人
従四位に叙する	土山 健介
正五位に叙する	小林 勝
従五位に叙する(各通)	中曾根 喬
正六位に叙する(各通)	松木 正彦
岩槻三千男	鈴木 哲夫
津森 昭	中村 光昌
西 謙	嘉澄 實
渡邊 恵	上條 誠司
長谷川	嘉澄 嘉宣
岩松 初雄	松木 吉慶
正七位に叙する(各通)	伏木 宗男
小野 勝彦	橋澤満洲紀
従七位に叙する(各通)(以上五月二十二日)	(福島大学名誉教授)
正四位に叙する	小澤 勝治
正五位に叙する	片岡 直公
従五位に叙する(各通)	大森 省三
稻谷 克洋	高橋 肇
八木橋 要	齋藤 光雄
山崎 綱三	鈴木 琢彌
従六位に叙する(各通)	中村 信哉

内閣

力ジノ管理委員会	
企画部長	内閣府事務官
財務省に出向させる	（力ジノ管理委員会事務局次長）
同	（以上六月三十日）
総務企画部長事務取扱を命ずる	（六月二十五日）
（統括官付参事官）	復興事務官
文部科学省に出向させる	（六月二十五日）
（北海道大学名譽教授）	山田 哲也
○叙位	（横山 力）
従三位に叙する（各通）	（高畑 匡輝）
（岩手大学名譽教授）	（小林 勝）
従四位に叙する	（中曾根 喬）
正五位に叙する	（松本 吉彦）
正六位に叙する（各通）	（鈴木 正彦）
岩槻三千男	（中村 哲夫）
津森 昭	（上條 哲夫）
西 譲	（外山 光昌）
渡邊 恵	（長谷川 實）
従六位に叙する（各通）	（岩松 初雄）
正七位に叙する（各通）	（河上不二夫）
小野 勝彦	（伏木 宗男）
正七位に叙する（各通）	（橋澤満洲紀）

叙位・叙動

◎
敘
位

力ジノ管理委員会	
企画部長	(力ジノ管理委員会事務局総務)
内閣府事務官	中山 隆介
財務省に出向させる	財務省
同 (力ジノ管理委員会事務局次長)	同 同
総務企画部長事務取扱を命ずる(以上六月三十日)	復興庁
鳴田 俊之	復興官付参事官
山田 哲也	(統括官付参事官)
文部科学省に出向させる(六月二十五日)	復興事務官
	復興庁

従七位に叙する (各通)	（東京農工大学名誉教授）	鈴石
正四位に叙する	（文人）	幸男
正五位に叙する	（竹下）	久田
正五位に叙する	（昭）	順子
従五位に叙する	（楠木）	俊明
川上　幸男	寺井 啓高	原谷
藤本 康孝	法花堂良一	
正六位に叙する (各通)	（操）	
赤鍋 保	井上 政信	初野
高瀬 義則	谷川 悟	
従六位に叙する (各通)	（篠目）	
植松 昇		
（大阪府警視）	小阿瀬義孝	
正七位に叙する (各通)	（誠治）	
大西 宏		
従五位に叙する (各通)	（佐藤）	
佐藤 清		
従七位に叙する (各通) (以上五月二十四日)	（佐藤）	
佐藤 繁		
正六位に叙する (各通)	（松本）	
大西 宏		
従五位に叙する (各通)	（佐藤）	
佐藤 岩夫		
従六位に叙する (各通)	（佐藤）	
佐藤 清		
従六位に叙する (各通)	（佐藤）	
佐藤 繁		
正七位に叙する (五月二十六日)	（吉田）	
正七位に叙する (以上五月二十五日)	（吉田）	
正六位に叙する	（吉田）	
従六位に叙する (以上五月二十七日)	（吉田）	
正七位に叙する (各通)	（吉田）	
正七位に叙する (各通)	（吉田）	
正七位に叙する (各通) (五月二十九日)	（吉田）	
正七位に叙する	（吉田）	
従七位に叙する (以上五月二十八日)	（吉田）	
正七位に叙する (各通)	（吉田）	
正七位に叙する (各通) (五月二十九日)	（吉田）	
正七位に叙する	（吉田）	
従七位に叙する (以上五月三十日)	（吉田）	
正七位に叙する (各通)	（吉田）	
正七位に叙する	（吉田）	
従七位に叙する (以上五月三十日)	（吉田）	
佐々木憲政	（吉田）	

○叙勲

小林 勝 土田 廣志
旭日小綬章を授ける (各通) (五月二十二日) 今吉 康己

旭日單光章を授ける (各通) (五月二十四日) 小林捷一郎 宮腰 務
旭日中綬章を授ける (各通) (五月二十四日) 根本 正典

旭日單光章を授ける (五月二十五日) (岩手大学名誉教授) 高畠 義人
瑞宝中綬章を授ける (各通) (五月二十五日) 上條 誠司

瑞宝小綬章を授ける (各通) (五月二十五日) 鈴木 正彦
松澤 嘉宣

瑞宝雙光章を授ける (各通) (五月二十五日) 河原 恒治
橋口 眩

瑞宝單光章を授ける (各通) (五月二十二日) 外山 嘉澄
長谷川 實

瑞宝雙光章を授ける (各通) (五月二十二日) 斎藤 光雄
山崎 綱三

瑞宝雙光章を授ける (各通) (五月二十二日) 宮田 政徳
楠木 昭

瑞宝單光章を授ける (各通) (以上五月二十三日) 楠木 昭

瑞宝小綬章を授ける (各通) (以上五月二十三日) 川上 幸男
初野 誠治

瑞宝雙光章を授ける (各通) (以上五月二十三日) 原谷 俊明
法花堂良一

瑞宝雙光章を授ける (各通) (以上五月二十四日) 小方 德彦
吉田 秀夫

瑞宝單光章を授ける (各通) (以上五月二十四日) 井上 政信
石川 運義

瑞宝雙光章を授ける (各通) (五月二十五日) 和夫 和夫
佐々木憲政 渡辺 學

瑞宝單光章を授ける (五月二十九日) 吉田 秀夫
瑞宝單光章を授ける (各通) (五月三十日) 佐々木憲政 渡辺 學

○返上の請願
勅章返上の請願の件許可された
瑞宝單光章を授ける (各通) (五月三十日)

秋田 善祺
西村 浩

秋田 善祺
西村 浩
瑞宝單光章を授ける (各通) (五月三十日)

認証官任命式

六月二十五日午後三時、宮中において、人事官
川本裕子及び特命全権大使西内和彦の認証官任命
式が行われた。

御祝電

天皇陛下は、バーレーンの新年につき、六月二
十六日同國國王陛下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、エジプトの新年につき、六月二
十六日同國首長殿下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、ジブチの独立記念日につき、六月
二十六日同國大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、クウェートの新年につき、六月二
十六日同國首長殿下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、ジブチの独立記念日につき、六月
二十六日同國大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

貸金業法 (昭和五十八年法律第三十二号) 第三
十三条第二項、第二十四条の四十一の規定により、
日本貸金業協会より届出があつたので、同法第四
十一条の十二第四号、第二十四条の五十第二号の
規定により公示する。

令和七年六月三十日
貸金業法第二十七條第一項第三号、第二十四条
の三十八第二項第四号に掲げる事項の変更
の次の方が令和7年6月11日付で、公債強制を退
任した。

令和七年六月三十日

井藤 英樹

金融庁長官

貸金業法第二十七條第一項第三号、第二十四条
の三十八第二項第四号に掲げる事項の変更
の次の方が令和7年6月11日付で、公債強制を退
任した。

令和七年六月三十日
井藤 英樹

九州地方整備局公示

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する
区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係面は、令和七年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月三十日
九州地方整備局長 森田 康夫

(一) 道路の種類 一般国道
(二) 路線名 二百二十五号

(三) 占用を制限する区域
域
備
考

(四) 制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱 (占用の制限の開始の期日より前に占用を
認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。)

(五) 占用を制限する理由
敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合
は、この限りでない。

(六) 占用の制限の開始の期日
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合に
おける被害の拡大を防止するため。

(七) 占用の区域
南九州市川辺町野崎字中野西二一九八番一地内

(八) 占用の区域
瑞宝單光章を授ける (五月二十九日) 吉田 秀夫
瑞宝單光章を授ける (各通) (五月三十日) 佐々木憲政 渡辺 學

(九) 占用の区域
瑞宝單光章を授ける (五月二十九日) 吉田 秀夫
瑞宝單光章を授ける (各通) (五月三十日) 佐々木憲政 渡辺 學

(十) 占用の区域
瑞宝單光章を授ける (五月二十九日) 吉田 秀夫
瑞宝單光章を授ける (各通) (五月三十日) 佐々木憲政 渡辺 學

(十一) 占用の区域
瑞宝單光章を授ける (五月二十九日) 吉田 秀夫
瑞宝單光章を授ける (各通) (五月三十日) 佐々木憲政 渡辺 學

(十二) 占用の区域
瑞宝單光章を授ける (五月二十九日) 吉田 秀夫
瑞宝單光章を授ける (各通) (五月三十日) 佐々木憲政 渡辺 學

(十三) 占用の区域
瑞宝單光章を授ける (五月二十九日) 吉田 秀夫
瑞宝單光章を授ける (各通) (五月三十日) 佐々木憲政 渡辺 學

(十四) 占用の区域
瑞宝單光章を授ける (五月二十九日) 吉田 秀夫
瑞宝單光章を授ける (各通) (五月三十日) 佐々木憲政 渡辺 學

(十五) 占用の区域
瑞宝單光章を授ける (五月二十九日) 吉田 秀夫
瑞宝單光章を授ける (各通) (五月三十日) 佐々木憲政 渡辺 學

(十六) 占用の区域
瑞宝單光章を授ける (五月二十九日) 吉田 秀夫
瑞宝單光章を授ける (各通) (五月三十日) 佐々木憲政 渡辺 學

(十七) 占用の区域
瑞宝單光章を授ける (五月二十九日) 吉田 秀夫
瑞宝單光章を授ける (各通) (五月三十日) 佐々木憲政 渡辺 學

(十八) 占用の区域
瑞宝單光章を授ける (五月二十九日) 吉田 秀夫
瑞宝單光章を授ける (各通) (五月三十日) 佐々木憲政 渡辺 學

(十九) 占用の区域
瑞宝單光章を授ける (五月二十九日) 吉田 秀夫
瑞宝單光章を授ける (各通) (五月三十日) 佐々木憲政 渡辺 學

(二十) 占用の区域
瑞宝單光章を授ける (五月二十九日) 吉田 秀夫
瑞宝單光章を授ける (各通) (五月三十日) 佐々木憲政 渡辺 學

(二十一) 占用の区域
瑞宝單光章を授ける (五月二十九日) 吉田 秀夫
瑞宝單光章を授ける (各通) (五月三十日) 佐々木憲政 渡辺 學

(二十二) 占用の区域
瑞宝單光章を授ける (五月二十九日) 吉田 秀夫
瑞宝單光章を授ける (各通) (五月三十日) 佐々木憲政 渡辺 學

(二十三) 占用の区域
瑞宝單光章を授ける (五月二十九日) 吉田 秀夫
瑞宝單光章を授ける (各通) (五月三十日) 佐々木憲政 渡辺 學

(二十四) 占用の区域
瑞宝單光章を授ける (五月二十九日) 吉田 秀夫
瑞宝單光章を授ける (各通) (五月三十日) 佐々木憲政 渡辺 學

(二十五) 占用の区域
瑞宝單光章を授ける (五月二十九日) 吉田 秀夫
瑞宝單光章を授ける (各通) (五月三十日) 佐々木憲政 渡辺 學

(二十六) 占用の区域
瑞宝單光章を授ける (五月二十九日) 吉田 秀夫
瑞宝單光章を授ける (各通) (五月三十日) 佐々木憲政 渡辺 學

(二十七) 占用の区域
瑞宝單光章を授ける (五月二十九日) 吉田 秀夫
瑞宝單光章を授ける (各通) (五月三十日) 佐々木憲政 渡辺 學

(二十八) 占用の区域
瑞宝單光章を授ける (五月二十九日) 吉田 秀夫
瑞宝單光章を授ける (各通) (五月三十日) 佐々木憲政 渡辺 學

(二十九) 占用の区域
瑞宝單光章を授ける (五月二十九日) 吉田 秀夫
瑞宝單光章を授ける (各通) (五月三十日) 佐々木憲政 渡辺 學

(三十) 占用の区域
瑞宝單光章を授ける (五月二十九日) 吉田 秀夫
瑞宝單光章を授ける (各通) (五月三十日) 佐々木憲政 渡辺 學

(三十一) 占用の区域
瑞宝單光章を授ける (五月二十九日) 吉田 秀夫
瑞宝單光章を授ける (各通) (五月三十日) 佐々木憲政 渡辺 學

(三十二) 占用の区域
瑞宝單光章を授ける (五月二十九日) 吉田 秀夫
瑞宝單光章を授ける (各通) (五月三十日) 佐々木憲政 渡辺 學

(三十三) 占用の区域
瑞宝單光章を授ける (五月二十九日) 吉田 秀夫
瑞宝單光章を授ける (各通) (五月三十日) 佐々木憲政 渡辺 學

(三十四) 占用の区域
瑞宝單光章を授ける (五月二十九日) 吉田 秀夫
瑞宝單光章を授ける (各通) (五月三十日) 佐々木憲政 渡辺 學

(三十五) 占用の区域
瑞宝單光章を授ける (五月二十九日) 吉田 秀夫
瑞宝單光章を授ける (各通) (五月三十日) 佐々木憲政 渡辺 學

(三十六) 占用の区域
瑞宝單光章を授ける (五月二十九日) 吉田 秀夫
瑞宝單光章を授ける (各通) (五月三十日) 佐々木憲政 渡辺 學

(三十七) 占用の区域
瑞宝單光章を授ける (五月二十九日) 吉田 秀夫
瑞宝單光章を授ける (各通) (五月三十日) 佐々木憲政 渡辺 學

(三十八) 占用の区域
瑞宝單光章を授ける (五月二十九日) 吉田 秀夫
瑞宝單光章を授ける (各通) (五月三十日) 佐々木憲政 渡辺 學

(三十九) 占用の区域
瑞宝單光章を授ける (五月二十九日) 吉田 秀夫
瑞宝單光章を授ける (各通) (五月三十日) 佐々木憲政 渡辺 學

(四十) 占用の区域
瑞宝單光章を授ける (五月二十九日) 吉田 秀夫
瑞宝單光章を授ける (各通) (五月三十日) 佐々木憲政 渡辺 學

(四十一) 占用の区域
瑞宝單光章を授ける (五月二十九日) 吉田 秀夫
瑞宝單光章を授ける (各通) (五月三十日) 佐々木憲政 渡辺 學

(四十二) 占用の区域
瑞宝單光章を授ける (五月二十九日) 吉田 秀夫
瑞宝單光章を授ける (各通) (五月三十日) 佐々木憲政 渡辺 學

(四十三) 占用の区域
瑞宝單光章を授ける (五月二十九日) 吉田 秀夫
瑞宝單光章を授ける (各通) (五月三十日) 佐々木憲政 渡辺 學

(四十四) 占用の区域
瑞宝單光章を授ける (五月二十九日) 吉田 秀夫
瑞宝單光章を授ける (各通) (五月三十日) 佐々木憲政 渡辺 學

(四十五) 占用の区域
瑞宝單光章を授ける (五月二十九日) 吉田 秀夫
瑞宝單光章を授ける (各通) (五月三十日) 佐々木憲政 渡辺 學

(四十六) 占用の区域
瑞宝單光章を授ける (五月二十九日) 吉田 秀夫
瑞宝單光章を授ける (各通) (五月三十日) 佐々木憲政 渡辺 學

(四十七) 占用の区域
瑞宝單光章を授ける (五月二十九日) 吉田 秀夫
瑞宝單光章を授ける (各通) (五月三十日) 佐々木憲政 渡辺 學

(四十八) 占用の区域
瑞宝單光章を授ける (五月二十九日) 吉田 秀夫
瑞宝單光章を授ける (各通) (五月三十日) 佐々木憲政 渡辺 學

(四十九) 占用の区域
瑞宝單光章を授ける (五月二十九日) 吉田 秀夫
瑞宝單光章を授ける (各通) (五月三十日) 佐々木憲政 渡辺 學

(五十) 占用の区域
瑞宝單光章を授ける (五月二十九日) 吉田 秀夫
瑞宝單光章を授ける (各通) (五月三十日) 佐々木憲政 渡辺 學

(五十一) 占用の区域
瑞宝單光章を授ける (五月二十九日) 吉田 秀夫
瑞宝單光章を授ける (各通) (五月三十日) 佐々木憲政 渡辺 學

(五十二) 占用の区域
瑞宝單光章を授ける (五月二十九日) 吉田 秀夫
瑞宝單光章を授ける (各通) (五月三十日) 佐々木憲政 渡辺 學

(五十三) 占用の区域
瑞宝單光章を授ける (五月二十九日) 吉田 秀夫
瑞宝單光章を授ける (各通) (五月三十日) 佐々木憲政 渡辺 學

(五十四) 占用の区域
瑞宝單光章を授ける (五月二十九日) 吉田 秀夫
瑞宝單光章を授ける (各通) (五月三十日) 佐々木憲政 渡辺 學

(五十五) 占用の区域
瑞宝單光章を授ける (五月二十九日) 吉田 秀夫
瑞宝單光章を授ける (各通) (五月三十日) 佐々木憲政 渡辺 學

(五十六) 占用の区域
瑞宝單光章を授ける (五月二十九日) 吉田 秀夫
瑞宝單光章を授ける (各通) (五月三十日) 佐々木憲政 渡辺 學

(五十七) 占用の区域
瑞宝單光章を授ける (五月二十九日) 吉田 秀夫
瑞宝單光章を授ける (各通) (五月三十日) 佐々木憲政 渡辺 學

(五十八) 占用の区域
瑞宝單光章を授ける (五月二十九日) 吉田 秀夫
瑞宝單光章を授ける (各通) (五月三十日) 佐々木憲政 渡辺 學

(五十九) 占用の区域
瑞宝單光章を授ける (五月二十九日) 吉田 秀夫
瑞宝單光章を授ける (各通) (五月三十日) 佐々木憲政 渡辺 學

(六十) 占用の区域
瑞宝單光章を授ける (五月二十九日) 吉田 秀夫
瑞宝單光章を授ける (各通) (五月三十日) 佐々木憲政 渡辺 學

(六十一) 占用の区域
瑞宝單光章を授ける (五月二十九日) 吉田 秀夫
瑞宝單光章を授ける (各通) (五月三十日) 佐々木憲政 渡辺 學

(六十二) 占用の区域
瑞宝單光章を授ける (五月二十九日) 吉田 秀夫
瑞宝單光章を授ける (各通) (五月三十日) 佐々木憲政 渡辺 學

(六十三) 占用の区域
瑞宝單光章を授ける (五月二十九日) 吉田 秀夫
瑞宝單光章を授ける (各通) (五月三十日) 佐々木憲政 渡辺 學

(六十四) 占用の区域
瑞宝單光章を授ける (五月二十九日) 吉田 秀夫
瑞宝單光章を授ける (各通) (五月三十日) 佐々木憲政 渡辺 學

(六十五) 占用の区域
瑞宝單光章を授ける (五月二十九日) 吉田 秀夫
瑞宝單光章を授ける (各通) (五月三十日) 佐々木憲政 渡辺 學

(六十六) 占用の区域
瑞宝單光章を授ける (五月二十九日) 吉田 秀夫
瑞宝單光章を授ける (各通) (五月三十日) 佐々木憲政 渡辺 學

(六十七) 占用の区域
瑞宝單光章を授ける (五月二十九日) 吉田 秀夫
瑞宝單光章を授ける (各通) (五月三十日) 佐々木憲政 渡辺 學

(六十八) 占用の区域
瑞宝單光章を授ける (五月二十九日) 吉田 秀夫
瑞宝單光章を授ける (各通) (五月三十日) 佐々木憲政 渡辺 學

(六十九) 占用の区域
瑞宝單光章を授ける (五月二十九日) 吉田 秀夫
瑞宝單光章を授ける (各通) (五月三十日) 佐々木憲政 渡辺 學

(七十) 占用の区域
瑞宝單光章を授ける (五月二十九日) 吉田 秀夫
瑞宝單光章を授ける (各通) (五月三十日) 佐々木憲政 渡辺 學

(七十一) 占用の区域
瑞宝單光章を授ける (五月二十九日) 吉田 秀夫
瑞宝單光章を授ける (各通) (五月三十日) 佐々木憲政 渡辺 學

(七十二) 占用の区域
瑞宝單光章を授ける (五月二十九日) 吉田 秀夫
瑞宝單光章を授ける (各通) (五月三十日) 佐々木憲政 渡辺 學

(七十三) 占用の区域
瑞宝單光章を授ける (五月二十九日) 吉田 秀夫
瑞宝單光章を授ける (各通) (五月三十日) 佐々木憲政 渡辺 學

(七十四) 占用の区域
瑞宝單光章を授ける (五月二十九日) 吉田 秀夫
瑞宝單光章を授ける (各通) (五月三十日) 佐々木憲政 渡辺 學

(七十五) 占用の区域
瑞宝單光章を授ける (五月二十九日) 吉田 秀夫
瑞宝單光章を授ける (各通) (五月三十日) 佐々木憲政 渡辺 學

(七十六) 占用の区域
瑞宝單光章を授ける (五月二十九日) 吉田 秀夫
瑞宝單光章を授ける (各通) (五月三十日) 佐々木憲政 渡辺 學

(七十七) 占用の区域
瑞宝單光章を授ける (五月二十九日) 吉田 秀夫
瑞宝單光章を授ける (各通) (五月三十日) 佐々木憲政 渡辺 學

(七十八) 占用の区域
瑞宝單光章を授ける (五月二十九日) 吉田 秀夫
瑞宝單光章を授ける (各通) (五月三十日) 佐々木憲政 渡辺 學

(七十九) 占用の区域
瑞宝單光章を授ける (五月二十九日) 吉田 秀夫
瑞宝單光章を授ける (各通) (五月三十日) 佐々木憲政 渡辺 學

(八十) 占用の区域
瑞宝單光章を授ける (五月二十九日) 吉田 秀夫
瑞宝單光章を授ける (各通) (五月三十日) 佐々木憲政 渡辺 學

(八十一) 占用の区域
瑞宝單光章を授ける (五月二十九日) 吉田 秀夫
瑞宝單光章を授ける (各通) (五月三十日) 佐々木憲政 渡辺 學

(八十二) 占用の区域
瑞宝單光章を授ける (五月

公 告

概 要

保険仲立人保証金取戻し公告

保険仲立人保証金規則（平成8年法務省・大蔵省令第3号）第12条第2項の規定により次のように公示する。

- 供託者の商号 BMS Japan株式会社
- 住所 東京都千代田区丸の内1丁目11-1パシフィックセンチュリープレイス13階
- 代表者の氏名 代表取締役 ティモシー・ヒューリット
- 取戻しをしようとする保証金の額 38,452,952円
- 上記の者（登録番号関東財務局長第83号）の保証金につき保険業法第291条第6項の権利を有する者は、令和8年1月5日までに保険仲立人保証金規則別紙様式第4号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部金融監督第四課に提出されたい。
- 前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

令和7年6月30日

関東財務局長 目黒 克幸

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第3号）第14条第2項の規定により次のように公示する。

- 供託者の商号 アイフイス・インベストメント・マネジメント株式会社
- 住所 東京都港区六本木一丁目8番7号 MFPR六本木麻布台ビル9階
- 代表者の氏名 代表取締役 大澤 弘毅
- 取戻しをしようとする営業保証金の額 5,000,000円
- 上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第494号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の2第6項の権利を有する者は、令和8年1月5日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第5号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第2課に提出されたい。
- 前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

令和7年6月30日

関東財務局長 目黒 克幸

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第3号）第14条第2項の規定により次のように公示する。

- 供託者の商号 双日レジデンシャルパートナーズ株式会社
- 住所 東京都港区虎ノ門一丁目1番21号 新虎ノ門実業会館2階
- 代表者の氏名 代表取締役 神崎 圭輔
- 取戻しをしようとする営業保証金の額 5,000,000円
- 上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第3399号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の2第6項の権利を有する者は、令和8年1月5日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第5号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第2課に提出されたい。
- 前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

令和7年6月30日
関東財務局長 目黒 克幸
相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出ください。

令和7年（家）第20024号

群馬県佐波郡玉村町大字下新田1023番地6
申立人 清水 和夫
本籍群馬県佐波郡玉村町大字五料900番地1、最後の住所群馬県佐波郡玉村町大字五料900番地1、死亡の場所群馬県佐波郡玉村町、死亡年月日令和6年11月29日、出生の場所群馬県佐波郡芝根村、出生年月日昭和13年9月27日、職業無職

被相続人 亡 中沢 征一
事務所群馬県前橋市古市町1丁目43番地1弁護士法人釣島総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 近野 宏幸
催告期間満了日 令和8年1月12日

前橋家庭裁判所

令和7年（家）第20028号

群馬県渋川市石原56番地3

申立人 清水 敏晶

本籍群馬県前橋市朝倉町3丁目11番地3、最後の住所群馬県渋川市渋川3668番地4 三愛荘、死亡の場所群馬県渋川市、死亡年月日令和6年12月20日、出生の場所群馬県勢多郡上川淵村、出生年月日昭和13年6月19日、職業無職

被相続人 亡 高橋フミ子

群馬県前橋市下細井町216-1 ラ・フランス2階 山本法律事務所

相続財産清算人 山本 和徳

催告期間満了日 令和8年1月13日

前橋家庭裁判所

令和7年（家）第3032号

長野県佐久市下小田切150番地5

申立人 篠原 捷四

本籍長野県佐久市下小田切206番地1、最後の住所長野県佐久市勝間26番地1 城山荘1階 103号、死亡の場所長野県南佐久郡佐久穂町、死亡年月日令和5年12月5日、出生の場所長野県南佐久郡田口村、出生年月日昭和22年1月31日、職業自営業

被相続人 亡 土屋 幸則

事務所長野県佐久市岩村田1158番地13 ピースタウン平和ビル1階 大草・小林法律事務所

相続財産清算人 弁護士 小林 真大

催告期間満了日 令和8年1月12日

長野家庭裁判所佐久支部

令和7年（家）第103号

静岡県磐田市明ヶ島1077番地72

申立人 北堀 勝男

本籍静岡県藤枝市高洲24番地8、最後の住所静岡県藤枝市高洲24番地の8、死亡の場所静岡県藤枝市、死亡年月日推定令和7年1月16日、出生の場所静岡県藤枝市、出生年月日昭和30年2月14日、職業自営業

被相続人 亡 北堀 修一

静岡県藤枝市田沼1丁目14番23号はねだ司法書士事務所

相続財産清算人 司法書士 羽根田龍彦

催告期間満了日 令和8年1月10日

静岡家庭裁判所島田出張所

令和7年（家）第2059号

愛知県稻沢市稻府町1番地

申立人 稲沢市 代表者市長 加藤錠司郎

本籍愛知県稻沢市平和町平六192番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所愛知県稻沢市、死亡年月日令和5年1月29日、出生の場所佐賀県杵島郡大町町、出生年月日昭和23年11月22日、職業不明

被相続人 亡 最上 敏行

愛知県稻沢市国府宮2丁目5番5号 Axisビル3階 稲沢総合法律事務所

相続財産清算人 大宮 隆志

催告期間満了日 令和8年1月12日

名古屋家庭裁判所一宮支部

令和7年（家）第30210号

北海道小樽市花園3丁目17番11号

申立人 沖 司幹

本籍北海道小樽市緑2丁目33番地、最後の住所北海道小樽市緑2丁目12番17号、死亡の場所北海道小樽市、死亡年月日令和6年10月12日、出生の場所北海道小樽市、出生年月日昭和10年2月2日、職業無職

被相続人 亡 山中 愛子

北海道小樽市稻穂2丁目22番1号小樽経済センタービル6階弁護士法人小樽法律事務所

相続財産清算人 村越 仁

催告期間満了日 令和8年1月16日

札幌家庭裁判所小樽支部

令和7年（家）第616号

釧路市双葉町12番8号 佐藤芳幸方

申立人 佐藤百合子

本籍北海道釧路市材木町16番地、最後の住所釧路市駒場町3番29号 こまば、死亡の場所北海道釧路市、死亡年月日令和4年2月28日、出生の場所北海道釧路郡鳥取村、出生年月日昭和9年3月13日、職業無職

被相続人 亡 河崎 澄子

釧路市黒金町7丁目4-1 太平洋興発ビル8階 くしろ合同法律事務所

相続財産清算人 弁護士 佐藤 圭

催告期間満了日 令和8年1月16日

釧路家庭裁判所

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出してください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。

令和7年(ヘ)第1号

岩手県九戸郡洋野町種市第16地割136番地

申立人 高城 邦夫

申立人手続代理人弁護士 彦太 拓眞

同 角 真太朗

同 小林 卓泰

権利の届出の終期 令和7年9月16日

令和7年5月28日 盛岡簡易裁判所
(別紙) 目録

1 土地 九戸郡洋野町種市第74地割字松ヶ沢139番22

山林 420614平方メートル

2 登記年月日番号 盛岡地方法務局二戸支局昭和6年4月10日受付第516号

3 登記した権利の内容

登記の目的 土地上権設定

原因 昭和3年10月2日設定

目的 竹木所有のため

存続期間 満13年

地代 金2,333円

支払期 契約成立と同時に全部支払ふ約
地上権者 種市村第16地割66番地

工藤仁太郎

共同目的物件 九戸郡種市町第74地割字松ヶ沢139番41、139番42、139番43、139番44、139番45、139番46、139番47、九戸郡種市町第74

地割字松ヶ沢139番66、同番69、九戸郡洋野町種市第74地割字松ヶ沢139番74の土地順位3番の登記を移記

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

令和7年(家)第1069号

北海道札幌市中央区南3条西24丁目3番10-401号

申立人 羽生 達人

本籍北海道札幌市南区藤野1条10丁目5番、最後の住所北海道札幌市南区藤野1条10丁目5番26号

不在者 羽生 常子

昭和15年2月23日生

届出期間満了日 令和7年10月10日

札幌家庭裁判所

令和7年(家)第1221号

北海道札幌市白石区北郷1条10丁目5番10号
ビリオネア北郷11番館205号

申立人 梅崎 雅治

本籍北海道札幌市北区屯田3条6丁目7番、最後の住所北海道札幌市豊平区西岡4条14丁目5番1号

不在者 矢野 雅子

昭和21年6月11日生

届出期間満了日 令和7年10月10日

札幌家庭裁判所

令和6年(家)第404号

大分県大分市大字駄原2881番地の244

申立人 渡邊 葉子

本籍大分県大分市大字駄原569番地、最後の住所群馬県伊勢崎市昭和町3911番地

不在者 渡邊 容久

昭和39年4月11日生

届出期間満了日 令和7年10月20日

前橋家庭裁判所

令和7年(家)第122号

埼玉県春日部市薄谷185番地1

申立人 石川 忠伯

本籍埼玉県春日部市薄谷116番地、最後の住所埼玉県春日部市薄谷116番地

不在者 石川 勇

昭和6年7月2日生

届出期間満了日 令和7年10月20日

さいたま家庭裁判所越谷支部

令和6年(家)第6628号

東京都千代田区九段南4-1-10-1402

申立人 山ノ内明美

本籍大阪府大阪市西区九条2丁目12番地4、最後の住所不明

不在者 池田 巴

大正11年12月10日生

届出期間満了日 令和7年10月7日

東京家庭裁判所

失踪宣告

令和6年(家)第5631号

本籍千葉県我孫子市本町2丁目424番地、最後の住所東京都荒川区南千住7丁目7番4-1403号

不在者 小柳 英男

昭和17年3月14日生

令和7年6月3日失踪宣告審判確定

東京家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第7037号

本籍山口県宇部市昭和町1丁目11番地7、最後の住所不明

不在者 津森 逸子

昭和14年4月10日生

令和7年6月3日失踪宣告審判確定

東京家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第9192号

本籍栃木県真岡市大沼59番地、最後の住所東京市深川区千田町10番地3

不在者 伊澤キクイ

昭和5年3月21日生

令和7年6月4日失踪宣告審判確定

東京家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第1314号

本籍北海道河西郡更別村字更別632番地7、最後の住所北海道河西郡更別村字更別194番地56

不在者 土屋 英市

昭和34年6月28日生

令和7年5月24日失踪宣告審判確定

釧路家庭裁判所帶広支部裁判所書記官

令和6年(家)第172号

本籍東京都目黒区下目黒3丁目5番、最後の住所群馬県伊勢崎市平和町13番13号

不在者 盛本 憲治

昭和33年11月13日生

令和7年6月3日失踪宣告審判確定

前橋家庭裁判所裁判所書記官

失踪宣告取消

令和7年(家)第17号

本籍福島県白河市大信下新城字中区72番地2、住所福島県白河市大信下新城字中区72番地2

申立人(失踪者) 大竹 忠雄

昭和28年3月21日生

令和7年6月5日失踪宣告取消審判確定

福島家庭裁判所白河支部裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和6年(ヘ)第2号

東京都品川区八潮3丁目2番31号

申立人 株式会社近鉄ロジスティクス・システムズ

代表者代表取締役 金田 安弘

権利を争う旨の申述の終期 令和7年5月27日

令和7年6月6日 上田簡易裁判所

(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 D Z11253

金額 165,000円

支払期日 令和6年4月25日

支払地 長野県千曲市

支払場所 株式会社八十二銀行屋代支店

振出日 令和6年1月25日

振出地 長野県千曲市大字鉄物師屋75番地5

振出人 サクラ精機株式会社 代表取締役 東竜一郎

受取人 申立人

最終所持人 申立人

令和7年(ヘ)第1号

岐阜市柳津町北塚3-35レジデンス北塚2

申立人 渡邊工業株式会社

代表者代表取締役 渡邊 和樹

権利を争う旨の申述の終期 令和7年6月2日

令和7年6月3日 岐阜簡易裁判所

(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 B A02917

金額 200,000円

支払期日 令和7年5月31日

支払地 岐阜市

支払場所 株式会社十六銀行本店営業部

振出日 令和6年12月27日

振出地 岐阜市

振出人 大東株式会社 代表取締役社長 渡部勝裕

受取人 申立人

最終所持人 申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第28号

宮崎県日南市大字益安888番地
債務者 職業訓練法人日南職業訓練会
代表者理事 吉田 和隆

- 1 決定年月日時 令和7年6月20日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 年森 俊宏
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月22日まで
- 5 一般調査期間 令和7年9月1日から令和7年9月8日まで
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期間の満了時までに異議を述べなければならない。

宮崎地方裁判所日南支部

令和7年(フ)第2587号

大阪市北区大深町4番20号グランフロント大阪タワーA29階

債務者 JMC Data株式会社
代表者代表清算人 田中 基裕

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松本 玲子

大阪地方裁判所第6民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第519号

千葉市花見川区花見川8番3棟202号
債務者 中村 秀一

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 安川 秀穂
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月14日まで

- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月9日午後2時40分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第438号

千葉市若葉区千城台南4丁目3番1棟504号
債務者 佐々木 務

- 1 決定年月日時 令和7年6月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 飯田 貴大
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月10日午前10時40分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第720号

千葉県市原市五井2557番地3 コーポ五井
101
債務者 林 聖一

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 城戸 盾暁
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月10日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第898号

千葉市中央区星久喜町470番地10
債務者 日暮 貴一

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 瀬田 和俊
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月10日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第780号

千葉県船橋市二子町586番地1 エステ・スクエア船橋202号
債務者 福原 大輝

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 清水 佐和
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月17日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月22日午後2時40分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1145号

名古屋市緑区徳重2丁目1315番地 レオパレス徳重207号室、住民票上の住所愛知県東海市大田町天神下ノ上1番地の9
債務者 岩瀬真理子

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 横地 明美
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午後2時20分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで
名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第749号

千葉県市原市姉崎西3丁目1番地13 ドミール姉崎B棟102号
債務者 前田 勇次

- 1 決定年月日時 令和7年6月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤岡 園子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月26日午前10時40分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第795号

千葉県船橋市本町6丁目8番11号 WIZ
206号
債務者 米沢 早織

- 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 渡邊 寛之
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月17日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第819号
 千葉市花見川区南花園2丁目9番8号 アン
 プラッセ新検見川201号
 債務者 近藤 誠
 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 吉村 類
 4 破産債権の届出期間 令和7年7月17日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月3日午前10時
 6 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで
 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第874号
 千葉県市原市ちはら台南4丁目13番地20
 債務者 木下 光
 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 合間 利
 4 破産債権の届出期間 令和7年7月18日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月10日午前10時
 6 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第32号
 鹿児島県大島郡徳之島町亀徳427番地
 債務者 里野 敏一
 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 佐用 理紗
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月1日午後2時
 5 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで
 鹿児島地方裁判所名瀬支部2係
令和7年(フ)第35号
 岡山県津市椿高下101番地1 グランディ
 オス椿高下303号室
 債務者 大野 浩之
 1 決定年月日時 令和7年6月18日午前10時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 秋山 裕史
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月6日午前11時
 5 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで
 岡山地方裁判所津山支部

令和7年(フ)第8号
 北海道奥尻郡奥尻町松江2-3、住民票上の住所北海道二海郡八雲町熊石折戸町488番地
 債務者 廣澤 晃希
 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 橋口 直久
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月18日午前10時
 5 免責意見申述期間 令和7年8月14日まで
 函館地方裁判所江差支部
令和7年(フ)第65号
 新潟県阿賀野市前山576番地
 債務者 青木 光晴
 1 決定年月日時 令和7年6月19日午前11時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 朝妻 太郎
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月17日午前10時10分
 5 免責意見申述期間 令和7年8月14日まで
 新潟地方裁判所新発田支部
令和7年(フ)第139号
 香川県小豆郡小豆島町蒲野1577番地
 債務者 小倉 祥
 1 決定年月日時 令和7年6月19日午前9時30分
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 加藤 創一
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月8日午前10時
 5 免責意見申述期間 令和7年8月14日まで
 高松地方裁判所民事部破産・再生係
令和7年(フ)第38号
 岩手県奥州市江刺岩谷堂字下苗代沢602番地
 19
 債務者 伊藤 昭彦
 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 吉田 俊晴
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月24日午前10時
 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで
 盛岡地方裁判所水沢支部
令和6年(フ)第775号
 仙台市宮城野区榴岡3丁目10番15-906号、
 従前の住所仙台市青葉区山手町28番10号
 カーサ・フォレスター208
 債務者 伊藤 恵美
 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 新井野裕司
 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 相崎 豪
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月22日午前10時40分
 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで
 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第511号
 仙台市青葉区国見ヶ丘2丁目22番地の2
 債務者 城谷 章夫
 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 中谷 洋
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月9日午後1時40分
 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで
 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第539号
 仙台市青葉区小松島2丁目9番8-802号、
 従前の住所仙台市青葉区小松島2丁目28番
 12-501号
 債務者 自江利こと PARANGI JERRY
 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 中谷 洋
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月9日午後1時50分
 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで
 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第582号
 仙台市太白区中田町字前沖195番地の6
 債務者 須田 武志
 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 畠山 拓也
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月29日午後1時50分
 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで
 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第34号
 山形県酒田市ゆたか2丁目5-1 ゆたかの
 家、住民票上の住所山形県酒田市東中の口町
 1番17号
 債務者 皆川久美子
 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 井川 洋一
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月25日午前11時30分
 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで
 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係
令和7年(フ)第121号
 茨城県つくば市梅ヶ丘8番地18 細田
 ハイツ106号
 債務者 伊藤 大貴
 1 決定年月日時 令和7年6月18日午前11時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 奥庭 修
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午前11時
 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで
 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係
令和7年(フ)第85号
 茨城県つくば市天久保2丁目7番地18 細田
 ハイツ106号
 債務者 伊藤 大貴
 1 決定年月日時 令和7年6月18日午前11時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 奥庭 修
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午前11時
 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで
 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係
令和7年(フ)第121号
 茨城県つくば市梅ヶ丘8番地18
 債務者 アカデミア ジュールレイ
 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 井川 洋一
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月25日午前11時30分
 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで
 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和7年(フ)第311号 静岡県榛原郡吉田町川尻3138番地の5 松原 団地7-2 債務者 中村 和義 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石割 誠 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月19日午前11時20分 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 静岡地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年6月19日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 柴田 直人 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月18日午前11時15分 5 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで 山形地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年6月18日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山本 哲平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月8日午前11時10分 5 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで 前橋地方裁判所高崎支部	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月15日午前11時15分 5 免責意見申述期間 令和7年8月27日まで 水戸地方裁判所
令和7年(フ)第18号 高知県安芸市本町2丁目3番7号 債務者 安岡 祐輔 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 近藤 啓明 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月17日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 高知地方裁判所安芸支部破産係	1 決定年月日時 令和7年6月17日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 米田 圭吾 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月26日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで 鹿児島地方裁判所川内支部破産係	1 決定年月日時 令和7年6月18日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 土田 拓 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月2日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第914号 埼玉県所沢市大字上安松1398番地の27 債務者 ほぐし処ふらっこ 彼ノ矢 真 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山田 義隆 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月10日午後2時20分 5 免責意見申述期間 令和7年8月27日まで さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第75号 山形県東村山郡山辺町大字山辺3126番地6 債務者 伊勢 謙平 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高橋 健 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月25日午前10時40分 5 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで 山形地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 人見 光一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月1日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年8月21日まで 水戸地方裁判所	1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石橋 真一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月17日午前11時15分 5 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで 札幌地方裁判所	令和7年(フ)第185号 埼玉県富士見市大字鶴馬3461番地1 1F 債務者 山浦 清明 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 黒見 恵 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月10日午後3時10分 5 免責意見申述期間 令和7年8月27日まで さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第79号 山形県村山市大字富並2217番地2 債務者 増川 祥己 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 武田 朋泰 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月2日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで 山形地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 竹内 裕美 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月4日午後2時50分 5 免責意見申述期間 令和7年8月21日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年6月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 安東 直哉 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月9日午前10時50分 5 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで 神戸地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第351号 愛知県春日井市下条町3丁目12番地1 ハー ベル城前201号、従前の住所愛知県春日井市 上野町447番地25 債務者 落合 香代 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡松 勇希 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月10日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月27日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第96号 山形市東山形2丁目9番26号 カーディナル EST 205号、前住所山形市松見町10番3 号 セジュールたんぽぽ101号 債務者 三浦由香利	1 決定年月日時 令和7年6月19日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 古木 摩委 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月18日午後5時 5 免責意見申述期間 令和7年8月28日まで 札幌市西区発寒4条7丁目5番18-201号	1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 栗原 望 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月11日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年8月28日まで 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第1012号 茨城県笠間市鯉淵6612番地11 アルモニーヒ ル103 債務者 会田 健吾

令和7年(フ)第162号 青森市大字羽白字池上194番地1住宅型有料老人ホームだんだん 債務者 相内 照敏 法定代表人成年後見人 藤田 雄樹 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 葛西 洋輔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月6日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月28日まで 青森地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年6月19日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 池田 剛志 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月2日午前10時40分 5 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで 静岡地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 棚村 知弘 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月18日午前10時20分 5 免責意見申述期間 令和7年9月4日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月22日午前11時20分 5 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第2649号 大阪市淀川区加島1丁目57番2-306号、前住所大阪市西淀川区野里2丁目25番15-1004号 債務者 鎌田 肇 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石塙 太一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月11日午後2時50分 5 免責意見申述期間 令和7年8月28日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年6月19日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 北上 純生 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月2日午前10時20分 5 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで 静岡地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年6月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 金水 孝真 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月18日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和7年9月4日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第862号 埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲267番地1 債務者 平澤 和江
令和7年(フ)第2679号 京都市山科区大塚北溝町87番地10 債務者 石坪正四郎 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 豊福 誠二 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月17日午前10時15分 5 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年6月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 下田 香織 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月17日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年6月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 片山 琢也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月18日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年9月4日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第809号 神奈川県藤沢市鶴沼神明4丁目3番7号 湘南ヒルパレM5 債務者 八坂一二美(旧姓原・鴨下)
令和7年(フ)第627号 長崎県長崎市琴海大平町1743番地59 債務者 西 瑞季 1 決定年月日時 令和7年6月19日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 塩飽 昂志 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月5日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで 長崎地方裁判所第5民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年6月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中 隆志 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月17日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年6月19日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉田 有佑 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月10日午前10時50分 5 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第817号 神奈川県藤沢市長後1382番地 ハイツ天神201号 債務者 松崎 健司
令和7年(フ)第119号 長崎県長崎市琴海大平町1743番地59 債務者 西 瑞季 1 決定年月日時 令和7年6月19日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 塩飽 昂志 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月5日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで 長崎地方裁判所第5民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年6月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中 隆志 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月17日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年6月19日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉田 有佑 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月10日午前10時50分 5 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第1065号 札幌市清田区清田2条1丁目16番15号 真保ビル305 債務者 松井 博人
令和7年(フ)第327号 静岡県島田市道鏡1丁目11番16号、旧住所静岡県島田市東町12番地の1 債務者 齊木 雅則	1 決定年月日時 令和7年6月19日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 橋口 崇 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月24日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで 札幌地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 増田 靖之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月17日午後5時 5 免責意見申述期間 令和7年9月4日まで 富山地方裁判所民事部	令和7年(フ)第730号 埼玉県川口市柳崎1丁目26番37号 債務者 増田 靖之
令和7年(フ)第1122号 愛知県清須市助七1丁目200番地4 債務者 t a l k i n g こと 堀田 明乃	1 決定年月日時 令和7年6月19日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 橋口 崇	1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 増田 靖之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月24日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第730号 埼玉県川口市柳崎1丁目26番37号 債務者 増田 靖之

令和7年(フ)第413号 埼玉県所沢市美原町5丁目2309番地の3 ベルウッドマンション103 債務者 加我 敏樹 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 金古幸香里 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月24日午後2時20分 5 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで さいたま地方裁判所川越支部	令和7年(フ)第161号 岐阜県瑞穂市生津天王町1丁目35番地1 レジデンスモリタ A-203号 債務者 守田 勝利 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小林 和久 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月12日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 岐阜地方裁判所	令和7年(フ)第2046号 大阪市港区磯路3丁目8番24-405号 債務者 斎藤 渚 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 城之内太志 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月29日午後2時20分 5 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 大阪地方裁判所第6民事部	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月6日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第2677号 大阪市東住吉区杭全3丁目5番2号 モニング ヒルズ 202号 債務者 西川 篤 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小林 孝広 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月25日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第172号 静岡県浜松市中央区参野町338番地の1 ラサンジノ201号室 債務者 鈴木 孝佳 1 決定年月日時 令和7年6月19日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 太田 理恵 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月16日午後3時 5 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 静岡地方裁判所浜松支部破産係	令和7年(フ)第40号 茨城県鹿嶋市宮下2丁目11番4号 グリーンヒルズ宮下103 債務者 杉本 裕介 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 作井 崇 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月1日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで 水戸地方裁判所麻生支部	令和7年(フ)第332号 静岡市駿河区寺田187番地の1 フレンズ長谷川B202号 債務者 茂田 恒夫 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 丈太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月29日午前11時20分 5 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで 静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第896号 埼玉県桶川市坂田東2丁目14番地の7 スプリングウインドI-204号 債務者 佐藤 翔太 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 水口 匠 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月29日午前10時10分 5 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第1920号 大阪府東大阪市大蓮北2丁目2番19号 アバンティオ弥刀 102号、前住所大阪府東大阪市足代1丁目1番19号 債務者 宮本 凱 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中本 泰司 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月29日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第1132号 名古屋市熱田区玉の井町1番27号 サンモール玉の井3-A号 債務者 鈴木 英樹 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 坂井 正樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第1036号 横浜市鶴見区馬場4丁目3番8号 サザン宝藏院A棟202号 債務者 土元 寛朗 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小澤 珠美 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第358号 埼玉県春日部市増富729番地1 債務者 宮原 龍郎 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 荒木 真名 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月26日午後3時20分 5 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係	令和7年(フ)第2045号 大阪市港区磯路3丁目8番24-405号 債務者 斎藤 広輝 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 城之内太志 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月29日午後2時20分 5 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第28号 山形県鶴岡市大西町38番17-2号 債務者 佐藤 和 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 後藤 学 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月29日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 山形地方裁判所鶴岡支部	令和7年(フ)第87号 長野市松代町清野60番地6 債務者 宮寄かほる 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山本 恒子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 長野地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第443号 埼玉県ふじみ野市上福岡6丁目3番3号ハイツK206 債務者 神崎由美子 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで さいたま地方裁判所川越支部	1 決定年月日時 令和7年6月19日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第61号 栃木県佐野市高砂町86番地 ジェンティーレ 佐野駅前206、前住所栃木県佐野市若松町31番地 マメゲンプラザ 305 債務者 岡 美和子 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月14日まで 宇都宮地方裁判所足利支部
令和7年(フ)第125号 埼玉県比企郡滑川町みなみ野3丁目20番地21 レモンハウス201 債務者 春山優美香 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで さいたま地方裁判所熊谷支部	1 決定年月日時 令和7年6月19日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係	1 決定年月日時 令和7年6月19日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで 釧路地方裁判所民事部	令和7年(フ)第32号 群馬県桐生市広沢町5丁目1631番地の1 ヒルズF&M 208 債務者 神馬 純子 1 決定年月日時 令和7年6月19日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月14日まで 前橋地方裁判所桐生支部
令和7年(フ)第141号 愛知県豊橋市吉川町226番地1 シングル吉川102 債務者 砂川 末子 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部	1 決定年月日時 令和7年6月17日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで 福岡地方裁判所大牟田支部	1 決定年月日時 令和7年6月19日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで 福岡地方裁判所大牟田支部	令和7年(フ)第124号 群馬県渋川市金井3014番地8 債務者 新井 隆利 1 決定年月日時 令和7年6月19日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ)第128号 岡山県倉敷市東塚4丁目7番63-19号 債務者 菊地奈々子 1 決定年月日時 令和7年6月19日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで 岡山地方裁判所倉敷支部	1 決定年月日時 令和7年6月18日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで 札幌地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年6月19日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係	令和7年(フ)第875号 東京都府中市美好町3丁目43番地の2 ジョイアスⅡ203 債務者 平林 恵 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月14日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第180号 岡山県倉敷市下庄779番地2 債務者 平松 直美	1 決定年月日時 令和7年6月18日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年6月18日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで 名古屋地方裁判所一宮支部	令和7年(フ)第193号 静岡県裾野市佐野5番地の7 ヒロセハイツ3C 債務者 工藤 哲也 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月14日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年(フ)第136号
 香川県高松市勘使町929番地1 レオパレス
 ラフィーネ103号
 債務者 井口ゆりか(旧姓國友)
 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後1時30分
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年8月14日まで
 高松地方裁判所民事部破産・再生係
令和7年(フ)第143号
 香川県さぬき市度1414番地3 ニューハイツホワイト101
 債務者 山花 礼通
 1 決定年月日時 令和7年6月19日午前9時30分
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年8月14日まで
 高松地方裁判所民事部破産・再生係
令和7年(フ)第156号
 香川県高松市一宮町298番地2 フォンティーヌF101
 債務者 武田 幸代(旧姓武藤)
 1 決定年月日時 令和7年6月19日午前9時30分
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年8月14日まで
 高松地方裁判所民事部破産・再生係
令和7年(フ)第171号
 香川県高松市川部町466番地3
 債務者 小倉美津貴(旧姓竹内)
 1 決定年月日時 令和7年6月19日午前9時30分
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年8月14日まで
 高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和7年(フ)第2486号
 大阪市天王寺区大道3丁目1番10-402号
 債務者 中村 拓美
 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年8月20日まで
 5 免責審尋期日 令和7年9月19日午後1時30分
 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第2707号
 大阪府吹田市垂水町3丁目23番30-201号、
 前住所三重県四日市市城北町9番7号 クレスティーク101
 債務者 鳴海 敦士
 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年8月20日まで
 5 免責審尋期日 令和7年9月9日午後1時30分
 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第4006号
 東京都足立区中央本町2丁目7-19-303
 La Provence du 五反野 壱号館
 債務者 高橋 圭介
 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで
 5 免責審尋期日 令和7年8月26日午後2時
 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第4008号
 東京都練馬区北町8丁目24-22-101
 債務者 大月 正二
 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで
 5 免責審尋期日 令和7年8月26日午前10時30分
 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4037号
 東京都世田谷区三軒茶屋1丁目27-6 グリーンハイムK102
 債務者 大志民佳織
 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで
 5 免責審尋期日 令和7年8月26日午前11時
 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第4038号
 東京都台東区日本堤2-2-13 協和館、住民票上の住所東京都小平市学園東町57-6 SUNシティII203
 債務者 竹中 将人
 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで
 5 免責審尋期日 令和7年8月26日午後2時
 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第4039号
 東京都杉並区善福寺1丁目24-6-101
 債務者 伊藤 成臣
 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで
 5 免責審尋期日 令和7年8月26日午前10時30分
 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第4040号
 東京都江戸川区一之江7丁目27-4-203
 債務者 永田 緑
 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで
 5 免責審尋期日 令和7年8月26日午前11時
 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4044号
 東京都江戸川区北小岩6丁目14-8-103
 債務者 杉浦 茂雄
 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで
 5 免責審尋期日 令和7年8月26日午前11時
 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第4060号
 埼玉県新座市野寺4丁目12-21-302
 債務者 太田 弦
 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで
 5 免責審尋期日 令和7年8月26日午後2時
 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第4074号
 神奈川県川崎市多摩区栗谷4丁目10-22
 債務者 堀 香蓮
 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで
 5 免責審尋期日 令和7年8月26日午前11時
 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第4075号
 東京都練馬区豊玉北4丁目27-9 晴海荘12号
 債務者 栗山 克雄
 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで
 5 免責審尋期日 令和7年8月26日午前11時
 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4078号
東京都北区浮間1丁目6-20-102
債務者 渡辺 功成
1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで
5 免責審尋期日 令和7年8月26日午後2時
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4079号
東京都中野区中野2丁目23-7-602
債務者 片岡 琴路
1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで
5 免責審尋期日 令和7年8月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4080号
神奈川県川崎市宮前区東有馬4丁目20-18-202
債務者 佐々木三枝子
1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで
5 免責審尋期日 令和7年8月26日午後2時
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4105号
東京都板橋区大和町6-3-305
債務者 尾崎 弘子
1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで
5 免責審尋期日 令和7年8月26日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4106号
東京都足立区扇1丁目34-11 第三春山荘201
債務者 西館 まさき
1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで
5 免責審尋期日 令和7年8月26日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4107号
東京都北区東田端1丁目12-24-301
債務者 大澤 裕輔
1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで
5 免責審尋期日 令和7年8月26日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4108号
東京都世田谷区下馬6丁目17-14-503
債務者 安齋はる菜
1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで
5 免責審尋期日 令和7年8月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4109号
東京都荒川区町屋3丁目23-11-201
債務者 高橋 優二
1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで
5 免責審尋期日 令和7年8月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4136号
東京都八王子市堀之内2丁目22-3-107
債務者 海野 幸重
1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで
5 免責審尋期日 令和7年8月26日午後2時
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4081号
東京都世田谷区桜丘1丁目8-11-101
債務者 永田 寛瑛
1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで
5 免責審尋期日 令和7年8月26日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

令和7年(フ)第142号
静岡県伊東市川奈890番地、前住所静岡県伊東市吉田654番地の7 香南ハイツ205号室、前々住所静岡県伊東市富戸1317番地の1771
破産者 若林 宏明
1 主文 当裁判所が令和7年6月4日午後3時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所が「静岡県伊東市吉田654番地の7 香南ハイツ205号室、前住所静岡県伊東市富戸1317番地の1771」とあるのを「静岡県伊東市川奈890番地、前住所静岡県伊東市吉田654番地の7 香南ハイツ205号室、前々住所静岡県伊東市富戸1317番地の1771」と更正する。
2 決定年月日 令和7年6月16日
静岡地方裁判所沼津支部民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。

令和7年(フ)第94号
宮崎市神宮東1丁目4番28号 ル・グラン神宮東204号、前住所所千葉県市原市諏訪1丁目1番地1 プレシア305
破産者 島山 静江
異議申述期間 令和7年8月1日まで
令和7年6月20日 宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第443号
さいたま市見沼区春野2丁目4番1-501号、旧住所さいたま市見沼区春岡3丁目4番地13
破産者 日高 絹江
異議申述期間 令和7年8月14日まで
令和7年6月19日
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第1397号
大阪市生野区小路2丁目27番3号、従前の本店所在地大阪市西区江戸堀2丁目1番1号江戸堀センタービル9階(前々本店所在地) 大阪市浪速区桜川1丁目1番28号
破産者 株式会社ケイズオフィス
異議申述期間 令和7年8月15日まで
令和7年6月20日
大阪地方裁判所第6民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

令和6年(フ)第1349号
京都府京田辺市三山木中央6丁目7番地8
アンブリュネール302
破産者 小玉 建国
免責意見申述期間 令和7年8月20日まで
令和7年6月19日
京都地方裁判所第5民事部破産係

免責許可決定

令和7年(ラ)第819号 (原決定東京地方裁判所令和6年(フ)第4095号)
東京都豊島区上池袋2丁目41-5 池袋第1ハイム101
抗告人(破産者) 磯崎 秀雄
主文 原決定を取り消す。
抗告人(破産者)を免責する。
令和7年5月29日
東京高等裁判所第19民事部

免責審尋期日

令和6年(フ)第3566号
東京都新宿区新宿1丁目36-5-902
破産者 一村 勇次
審尋期日 令和7年8月26日午後2時
令和7年6月16日

東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

令和7年(ヒ)第2号
兵庫県豊岡市瀬戸77番地の23
清算株式会社 株式会社佐藤商店
代表清算人 佐藤 直彦
1 決定年月日 令和7年6月13日
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

神戸地方裁判所豊岡支部

特別清算協定認可

令和7年(ヒ)第4号
静岡市葵区岳美20番36号
清算株式会社 株式会社自然の力農園
代表清算人 稲葉 幸夫
1 決定年月日 令和7年6月13日
2 主文 次の協定を認可する。
協定

1 清算株式会社と協定債権者である株式会社メンテックカンザイ(以下、単に「協定債権者」という。)は、本協定の認可決定の確定日にて、清算株式会社の協定債権者に対する売掛金債権269万0940円と、協定債権(長期未払金及び長期借入金合計1億0033万8666円)とを、対当額で相殺する。
2 清算株式会社は、協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から1か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。
3 協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額(但し第1項による相殺後の残額)から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
4 第2項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁

済する。この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

静岡地方裁判所民事第2部

監督命令

令和7年(再)第19号
東京都渋谷区南平台町6番18号 南平台ヒルトップハウス403
再生債務者 兵頭 真治
1 主文 再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2 監督委員 東京都港区虎ノ門1丁目15番12号日本ガス協会ビル5階 LM虎ノ門南法律事務所 弁護士 上沼 紫野
令和7年6月13日

東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

令和7年(再)第1号
静岡県富士市山宮2180番地の20
再生債務者 株式会社コスグ
1 決議に付する計画案 令和7年5月20日付け
再生債務者提出の再生計画案
2 議決権行使の方法 債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3 債権者集会
(1) 期日 令和7年8月6日午前11時30分
(2) 会議の目的 再生計画案の決議
4 書面投票期間 令和7年8月1日まで
5 議決権不統一行使の通知期限 令和7年7月28日
令和7年6月13日 静岡地方裁判所富士支部

小規模個人再生による再生手続開始

令和7年(再イ)第5号
北海道樺戸郡新十津川町字中央19番地14 P
204号室
再生債務者 小松田 謙
1 決定年月日 令和7年6月19日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月10日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月24日から令和7年8月4日まで

札幌地方裁判所滝川支部再生係

令和7年(再イ)第29号

栃木県宇都宮市平出町3671番地11
再生債務者 蓮見 泰史

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月10日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月24日から令和7年7月31日まで

神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係

令和7年(再イ)第7号

鹿児島県伊佐市大口里1898番地5 (債務名義上の住所) 宮崎県小林市堤2264 第3平之上コート106
再生債務者 加治木正男

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月10日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月24日から令和7年7月31日まで

鹿児島地方裁判所加治木支部個人再生係

令和7年(再イ)第109号

北海道石狩市花川南5条4丁目11番地
再生債務者 大野 幹恭

- 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月11日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月25日から令和7年8月1日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第123号

札幌市南区川沿1条3丁目11番15号
再生債務者 柏葉 弘一

- 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月11日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月25日から令和7年8月1日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第23号

神奈川県愛甲郡愛川町平原1422番地の3
再生債務者 松浦 典子

- 1 決定年月日時 令和7年6月20日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月11日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月25日から令和7年8月1日まで

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和7年(再イ)第142号

愛知県常滑市かじま台1丁目242番地 リビングタウンかじま台A棟202号

再生債務者 笹田 直樹

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月10日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月17日から令和7年7月24日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第13号

兵庫県宝塚市口谷東2丁目7番6号
再生債務者 加登 裕士

令和7年(再イ)第20号 北海道旭川市大町1条4丁目14番地の66 R&MⅢ103号 再生債務者 中川 雅司 1 決定年月日時 令和7年6月16日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月28日から令和7年8月4日まで 旭川地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年6月17日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月29日から令和7年8月19日まで 大分地方裁判所中津支部個人再生係 令和7年(再イ)第21号 鹿児島市東谷山1丁目43番8-4号 再生債務者 古庄 由和 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後0時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月29日から令和7年8月5日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部再生係 令和7年(再イ)第18号 山梨県北杜市大泉町西井出8240番地5185 再生債務者 川崎三津子 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月30日から令和7年8月20日まで 甲府地方裁判所民事部破産係 令和7年(再イ)第61号 兵庫県三田市下槻瀬754番地87 再生債務者 古野 雄一 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月23日から令和7年8月6日まで 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係 令和7年(再イ)第69号 神戸市須磨区前池町4丁目4番1号 301(従前の住所)兵庫県姫路市飾東町庄326番地1 ダイヤパレス姫路東805 再生債務者 辻井 紀成 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月23日から令和7年8月6日まで 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係 令和7年(再イ)第51号 福岡県中間市中尾4丁目9番60号 再生債務者 矢野 大輔 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月23日から令和7年8月30日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部 令和7年(再イ)第22号 佐賀県鳥栖市宿町1099番地1 グレース107 再生債務者 今井 葵 1 決定年月日時 令和7年6月18日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月30日から令和7年8月13日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係 令和7年(再イ)第23号 佐賀県三養基郡基山町大字園部2592番地2 再生債務者 松尾 朋子 1 決定年月日時 令和7年6月18日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月30日から令和7年8月6日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係 令和7年(再イ)第26号 佐賀市川副町大字南里621番地3 再生債務者 副島 充 1 決定年月日時 令和7年6月18日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月30日から令和7年8月6日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係 令和7年(再イ)第9号 長崎県大村市富の原1丁目1600番地1 再生債務者 栗林 彪斗 1 決定年月日時 令和7年6月18日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月17日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月31日から令和7年8月21日まで 水戸地方裁判所下妻支部 令和7年(再イ)第210号 東京都あきる野市伊奈1061-10 再生債務者 酒井 秀敏 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月17日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月31日から令和7年8月21日まで 東京地方裁判所民事第20部
--	--

令和7年(再イ)第250号
東京都葛飾区亀有2-33-2-203
再生債務者 福本 貴浩

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月31日から令和7年8月21日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第89号

横浜市鶴見区上末吉5丁目31番23-3号

再生債務者 山本 竜也

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月31日から令和7年8月7日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年(再イ)第174号

大阪市淀川区宮原2丁目3番6号 S・フルール 102号

再生債務者 小泉 楓

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月24日から令和7年8月7日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第209号

大阪市浪速区日本橋東3丁目14番10-501号

(営業所の住所 大阪市浪速区日本橋5-12-9 共栄ビル503)

再生債務者 田寺整骨院こと 田寺 篤

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月24日から令和7年8月7日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第35号

堺市北区長曾根町1180番地2 (1号棟209号室)

再生債務者 梶村 直輝

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月24日から令和7年8月7日まで

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和7年(再イ)第42号

大阪府松原市天美東9丁目14番46号 サンモール天美111号室 (住民票上住所) 大阪府松原市岡3丁目9番24号

再生債務者 竹村 玲奈

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月24日から令和7年8月7日まで

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和7年(再口)第3号

大阪府泉大津市二田町2丁目1番9-2号

再生債務者 土屋 光

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月24日から令和7年8月7日まで

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和7年(再イ)第26号

和歌山県紀の川市貴志川町長山277番地169

再生債務者 小松 和峰

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後1時30分
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月24日から令和7年8月7日まで

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(再イ)第12号

島根県松江市浜乃木2丁目15番29-503号

再生債務者 河井 祐輔

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月1日から令和7年8月15日まで

- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月24日から令和7年8月7日まで

松江地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第47号

広島県安芸郡熊野町川角4丁目10番7-201号

再生債務者 前田 一篤

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月24日から令和7年8月7日まで

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第58号

広島県東広島市西条朝日町10番5-503号グランコート西条朝日町

再生債務者 石出 道識

- 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月24日から令和7年8月7日まで

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第8号

宮城県角田市岡字駅前北15番地1

再生債務者 天野 次男

- 1 決定年月日時 令和7年6月20日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月1日から令和7年8月15日まで

仙台地方裁判所大河原支部

令和7年(再イ)第2号

秋田県大仙市南外字小出439番地6

再生債務者 今野 浩樹

- 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月1日から令和7年8月15日まで

秋田地方裁判所大曲支部

令和7年(再イ)第43号

東京都立川市富士見町6丁目43番5号ランドシティ立川多摩川テラス101号

再生債務者 稲田 圭吾

- 1 決定年月日時 令和7年6月20日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月1日から令和7年8月22日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(再イ)第46号

神奈川県綾瀬市早川城山3丁目8番17-2号

再生債務者 中道 久美(旧姓佐藤)

- 1 決定年月日時 令和7年6月20日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月1日から令和7年8月8日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和6年(再イ)第251号

横浜市港南区日野8丁目10番4号

再生債務者 安田鎮こと 安 明鎮 (AN MYUNG JIN)

- 1 決定年月日時 令和7年6月20日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月1日から令和7年8月8日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年(再イ)第13号

新潟市中央区古町通4番町643番地 古町ツインタワーハイツ806号

再生債務者 大山 健輔

- 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月1日から令和7年8月22日まで

新潟地方裁判所民事部

<p>令和7年(再イ)第9号 福井県敦賀市松葉町4番61-3号 再生債務者 牧田 義史 1 決定年月日時 令和7年6月20日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月25日から令和7年8月8日まで 福井地方裁判所敦賀支部再生係 令和7年(再イ)第24号 三重県津市河芸町赤部13番地1 再生債務者 阪 明彦 1 決定年月日時 令和7年6月20日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月25日から令和7年8月8日まで 津地方裁判所再生係 令和7年(再イ)第49号 兵庫県高砂市時光寺町34番4-104号 再生債務者 橋嶋設計事務所こと 橋嶋 弘治 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月1日から令和7年8月22日まで 神戸地方裁判所姫路支部 令和7年(再イ)第5号 高知県宿毛市平田町黒川4027番地 再生債務者 黒石 一正 1 決定年月日時 令和7年6月20日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月25日から令和7年8月8日まで 高知地方裁判所中村支部 令和7年(再イ)第14号 佐賀県武雄市朝日町大字甘久430番地15 再生債務者 福田 晃史 1 決定年月日時 令和7年6月20日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。</p>	<p>3 再生債権の届出期間 令和7年7月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月1日から令和7年8月8日まで 佐賀地方裁判所武雄支部破産再生係 小規模個人再生による再生計画取消 平成28年(再イ)第62号 堺市中区宮園町9 5 106号室(住民票上の住所) 堀市中区土師町4丁5番14号(認可決定時の住所) 堀市中区土師町3丁22番41-106号 再生債務者 松永 匠 1 主文 本件再生計画を取り消す。 2 理由の要旨 平成28年10月31日に認可した再生計画には、民事再生法189条1項2号に定める事由がある。 令和7年6月19日 大阪地方裁判所堺支部個人再生係 小規模個人再生による再生手続廃止 令和6年(再イ)第26号 沖縄県うるま市宇田場987番地1 美姫センチュリーV 306 再生債務者 平安座裕斗 1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法191条2号に定める事由がある。 令和7年6月19日 那覇地方裁判所沖縄支部破産係 令和6年(再イ)第116号 兵庫県加古川市野口町長砂955番地の3 再生債務者 松原 和桐 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後1時 2 主文 本件再生手続を廃止する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月17日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月24日から令和7年7月31日まで 山口地方裁判所民事部個人再生係 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取 令和7年(再口)第10003号 東京都世田谷区等々力2-22-4-303 再生債務者 齊藤 優子 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年6月3日付け再生計画案 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年7月7日まで 令和7年6月19日 東京地方裁判所民事第20部 給与所得者等再生による再生計画認可 令和7年(再口)第1号 北海道滝川市江部乙町東12丁目1番1号2階 再生債務者 鈴木 嶽平 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年6月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年6月19日 札幌地方裁判所滝川支部再生係 令和6年(再口)第6号 東京都町田市成瀬8丁目6番2号 再生債務者 原田 忠臣 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年6月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年6月20日 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和7年(再口)第1号 京都府木津川市木津奈良道33番地13 再生債務者 吉田 むい 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年6月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年6月20日 京都地方裁判所第5民事部再生係 令和6年(再口)第37号 大阪市旭区高殿1丁目4番23-803号 再生債務者 稲葉 肇太 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年6月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年6月19日 大阪地方裁判所第6民事部 所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告 次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。</p>	<p>3 再生債権の届出期間 令和7年7月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月30日から令和7年8月6日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係 令和7年(再口)第1号 長野県松本市大字里山辺511番地9 再生債務者 藤澤 厚 1 決定年月日時 令和7年6月19日午前10時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月17日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月31日から令和7年8月7日まで 長野地方裁判所松本支部 令和7年(再口)第4号 山口市阿知須710番地1 セントボーリアⅡ 102 再生債務者 富田 由理 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後5時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月17日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月24日から令和7年7月31日まで 山口地方裁判所民事部個人再生係 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取 令和7年(再口)第1号 東京都世田谷区等々力2-22-4-303 再生債務者 齊藤 優子 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年6月3日付け再生計画案 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年7月7日まで 令和7年6月19日 東京地方裁判所民事第20部 給与所得者等再生による再生計画認可 令和7年(再口)第1号 北海道滝川市江部乙町東12丁目1番1号2階 再生債務者 鈴木 嶽平 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年6月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年6月19日 札幌地方裁判所滝川支部再生係 令和6年(再口)第6号 東京都町田市成瀬8丁目6番2号 再生債務者 原田 忠臣 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年6月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年6月20日 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和7年(再口)第1号 京都府木津川市木津奈良道33番地13 再生債務者 吉田 むい 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年6月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年6月20日 京都地方裁判所第5民事部再生係 令和6年(再口)第37号 大阪市旭区高殿1丁目4番23-803号 再生債務者 稲葉 肇太 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年6月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年6月19日 大阪地方裁判所第6民事部 所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告 次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。</p>
--	--	--

令和6年(チ)第1017号
大阪市中央区常盤町2丁目2番13号
申立人 日本住宅開発株式会社
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の亡川喜田久太夫の住所)
津市大字垂水3032番地2
(川喜田明の最後の住所 アメリカ合衆国
ニューヨーク市ホーラントアヴェニュー3026
番地)
所在等不明共有者 亡川喜田久太夫相続人川喜
田明
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の亡川喜田久太夫の住所)
津市大字垂水3032番地2
(芝原太郎の最後の本籍)三重県員弁郡神田
村大字穴太675番地
所在等不明共有者 亡川喜田久太夫相続人芝原
太郎
(戸籍上の最後の氏名 伊藤太郎)
届出期間満了日 令和7年10月16日
令和7年6月16日 東京地方裁判所
(別紙) 物件目録
所在 中央区日本橋本町3丁目
地番 10番10
地目 宅地
地積 53.95平方メートル
(所在等不明共有者 亡川喜田久太夫相続人
川喜田明の共有持分 2079分の10)
(所在等不明共有者 亡川喜田久太夫相続人
芝原太郎の共有持分 2079分の10)
令和7年(チ)第10号
横浜市神奈川区台町1番地4
申立人 アメニティレジデンス有限会社
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 横浜市神奈川区
西神奈川1丁目13番地の14
所有者 金澤 律子
届出期間満了日 令和7年10月20日
令和7年6月16日 横浜地方裁判所第3民事部
(別紙) 物件目録
1 一棟の建物の表示
所在 横浜市神奈川区西神奈川1丁目13番地
14
構造 鉄筋コンクリート造陸屋根6階建

床面積 1階 248.79平方メートル
2階乃至4階
各250.40平方メートル
5階 247.90平方メートル
6階 201.28平方メートル
専有部分の建物の表示
家屋番号 西神奈川1丁目13番14の24
建物の名称 407号
種類 居宅
構造 鉄筋コンクリート造1階建
床面積 4階部分 52.84平方メートル
所在等不明共有者の持分 4分の1
2 所在 横浜市神奈川区西神奈川1丁目
地番 13番14
地目 宅地
地積 355.63平方メートル
所在等不明共有者の持分 10000分の112
**所有者不明土地及び建物管理
命令に関する異議の催告**
次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建
物について所有者不明土地管理命令及び所有者不
明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土
地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命
令をすることについて異議があるときは、届出期
間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてく
ださい。届出がないときは、上記の管理命令がされ
ることになります。
令和7年(チ)第6号
東京都渋谷区千駄ヶ谷3丁目11番8号(ト
Sグループ内)
申立人 NOT A HOTEL株式会社
(亡周和民の最後の住所)鹿児島県熊毛郡屋
久島町尾之間1496番地38
(亡周和民の不動産登記記録上の住所)(物件
目録記載1、3につき)熊毛郡屋久島町尾之間
1496番地、(物件目録記載2、7、9につき)
熊毛郡屋久島町尾之間1496番地38、(物件目録
記載4、5、6につき)熊毛郡屋久島町尾之間
383番地
所有者 亡周和民相続財産
(亡周永興の最後の住所及び不動産登記記録
上の住所)鹿児島県熊毛郡屋久島町尾之間
383番地
所有者 亡周永興相続財産
届出期間満了日 令和7年8月18日
令和7年6月13日 鹿児島地方裁判所

(別紙) 物件目録
1 所在 熊毛郡屋久島町尾之間字湯河
地番 1495番3
地目 山林
地積 330平方メートル
所有者 周 和民
2 所在 熊毛郡屋久島町尾之間字湯河
地番 1496番12
地目 宅地
地積 1345.08平方メートル
所有者 周 和民
3 所在 熊毛郡屋久島町尾之間字湯河
地番 1496番17
地目 山林
地積 177平方メートル
所有者 周 和民
4 所在 熊毛郡屋久島町尾之間字湯河
地番 1496番22
地目 山林
地積 236平方メートル
所有者 周 和民
5 所在 熊毛郡屋久島町尾之間字湯河
地番 1496番23
地目 山林
地積 347平方メートル
所有者 周 和民
6 所在 熊毛郡屋久島町尾之間字湯河
地番 1496番24
地目 山林
地積 301平方メートル
所有者 周 和民
7 所在 熊毛郡屋久島町尾之間字湯河
地番 1496番38
地目 宅地
地積 593.25平方メートル
所有者 周 和民
8 所在 熊毛郡屋久島町尾之間字湯河1496番地
12
家屋番号 1496番12
種類 事務所
構造 軽量鉄骨造スレート葺平家建
床面積 102.00平方メートル
(附属建物)
符号 1
種類 工場
構造 軽量鉄骨造スレート葺平家建
床面積 260.40平方メートル
符号 2

種類 車庫
構造 軽量鉄骨造スレート葺平家建
床面積 85.80平方メートル
所有者 周 永興
9 所在 熊毛郡屋久島町尾之間字湯河1496番地
38
家屋番号 1496番38
種類 居宅
構造 木造かわらぶき2階建
床面積 1階 86.64平方メートル
2階 35.53平方メートル
所有者 周 和民
**所有者不明土地管理命令に關
する異議の催告**
次の申立人から別紙物件目録表示の土地につい
て所有者不明土地管理命令の申立てがあったの
で、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管
理命令をすることについて異議があるときは、届
出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をして
ください。届出がないときは、上記の管理命令が
されることになります。
令和7年(チ)第7号
福岡市中央区赤坂1丁目7番23-605号
申立人 株式会社上松
住所・居所 不明
(最後の住所) 東京都中央区月島3丁目2番
7-1506号
(不動産登記記録上の住所) 水戸市城南一丁
目2番43号
所有者 亡吉田義雄相続財産
届出期間満了日 令和7年8月17日
令和7年6月17日 水戸地方裁判所民事部
(別紙) 物件目録
1 所在 水戸市元吉田町字一里塚東
地番 1973番1
地目 畑
地積 382平方メートル
2 所在 水戸市元吉田町字一里塚東
地番 1973番2
地目 畑
地積 350平方メートル
3 所在 水戸市元吉田町字一里塚東
地番 1973番34
地目 畑
地積 820平方メートル
4 所在 水戸市元吉田町字一里塚東
地番 1973番35
地目 畑
地積 370平方メートル

令和7年(子) 第4号	
愛知県犬山市大字犬山字東畑36番地	
申立人	犬山市長 原 欣伸
住所・居所	不明
(不動産登記記録上の住所)	愛知県犬山市字横町139番地
所有者	亡松山好幸相続財産
届出期間満了日	令和7年8月20日
令和7年6月18日	名古屋地方裁判所一宮支部
(別紙) 物件目録	
1 所在 地番	犬山市字蓮池 2番13
地目	畠
地積	209平方メートル
令和7年(子) 第2号	
島根県松江市春日町37番地	
申立人	中代吉岡有限会社
住所・居所	不明
(不動産登記記録上の住所)	不明
所有者	上野博之助
届出期間満了日	令和7年8月8日
令和7年6月16日	松江地方裁判所
(別紙) 物件目録	
1 所在 地番	松江市東特田町字池ノ奥 250番
地目	池沼
地積	3.30平方メートル
令和5年(子) 第9号	
岡山県倉敷市中庄1588番地	
申立人	西之院
住所・居所	不明
所有者	百舌鳥庵
届出期間満了日	令和7年8月12日
令和7年6月16日	岡山地方裁判所倉敷支部
(別紙) 物件目録	
1 所在 地番	倉敷市中庄字大寺 1570番
地目	山林
地積	1163平方メートル
2 所在 地番	倉敷市中庄字大寺 1592番
地目	山林

令和7年(手) 第2号	
申立人	聖徳寺
住所・居所	不明
所有者	川口 熊藏
届出期間満了日	令和7年8月8日
令和7年6月16日	長崎地方裁判所佐世保支部
(別紙)	物 件 目 錄
所在	佐世保市白木町
地番	390番
地目	墓地
地積	119平方メートル
令和7年(手) 第2号	宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号
申立人	宮崎県
住所・居所	不明
(最後の住所)	宮崎県延岡市蒲城町666番地
所有者	中島 幸敏
届出期間満了日	令和7年8月8日
令和7年6月16日	宮崎地方裁判所延岡支部
(別紙)	物 件 目 錄
所在	延岡市蒲城町
地番	665番1
地目	山林
地積	739平方メートル
特定投資準備金の額の減少公告	
各位	令和7年6月30日
東京都千代田区大手町1丁目9番6号	
株式会社日本政策投資銀行	
代表取締役 地下 誠二	
当行は、令和7年8月29日を効力発生日として 特定投資準備金の額を77,523,480円減少す ることにいたしました。株主総会の決議は令和7年 6月27日に行っております。また、財務大臣の許 可を令和7年6月27日に受けております。	
この決定に対し異議のある債権者は、本公告 載の翌日から1箇月以内に、当行までその旨を 面にてお申し出ください。	
なお、当行は、金融商品取引法第24条第1項(d) 規定により、最終事業年度に係る有価証券報告書 を提出しております。	

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(乙) 掲載紙 日刊工業新聞
掲載日 令和七年六月三十日

令和七年六月三十日
東京都品川区上大崎三丁目一番号目黒セントラルスクエア一五階

代表社員 (甲) アリアケ合同会社
一般社団法人アリアケ
職務執行者 河原 正幸

東京都品川区上大崎三丁目一番号目黒セントラルスクエア一五階

代表取締役 (乙) アリケ株式会社
足立 裕也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://www.shicc.co.jp/>
(乙) 掲載 官報
掲載日 令和七年六月十七日
令和七年六月三十日
東京都中央区京橋二丁目一六番一号

(甲) 株式会社トータルオフィスパート
ナ一 代表取締役 土屋 哲也
東京都港区浜松町一丁目二九番一〇号

(乙) 株式会社オズホールディングス
代表取締役 下山 益宏

合併公告

当社(甲)は、合併により日新火災海保組合サードス株式会社(乙)、住所東京都千代田区神田駿河台二丁目三番地)の権利義務全部を承継して存続しております。乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を予定して

一、効力発生日は令和七年九月一日であり、甲の株主総会の承認決議は令和七年七月一日を予定しております。乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を予定して

三、合併後存続する保険会社等の資本金の額
の資本金の額は、百一億九千四百八十二万二百
十三円となります。

四、合併後消滅する株式会社の株主に対する金銭
等の割当て又は新株予約権者に対する新株予約
権若しくは金銭の割当て、株主及び新株予約権
者に対する割当ては、ありません。

五、合併後消滅する保険業を営む株式会社の保険
契約者に関する事項、乙は保険業を営む株式会
社ではなく、該当事項はありません。

この合併に対し異議のある保険契約者その他の
債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお
申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり
です。

(甲) <https://www.nisshinfire.co.jp>
(乙) <https://www.nisshinfire.co.jp/>

令和七年六月三十日

東京都千代田区神田駿河台二丁目三番地
日新火災海上保険株式会社
代表取締役 織山 晋

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承
継して存続し乙は解散することにいたしましたの
で公告します。

効力発生日は令和八年一月一日であり、両社の
株主総会の承認決議(甲乙共に会社法第三一九条
第一項に基づく議決権行使することができる株
主全員の同意)は令和七年四月三十日に終了して
おります。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり
です。

(甲) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年五月十六日
掲載頁 九十一頁(号外第一〇八号)

(乙) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年三月三十一日
掲載頁 八十九頁(号外第七十二号)

令和七年六月三十日

東京都港区港南二丁目一七番一号

(甲) 株式会社電通総研セキュアソ
リューション
代表取締役 中川 雅昭
東京都港区港南二丁目一七番一号

(乙) 株式会社電通総研 I T

